

○枚方市事務決裁規程

平成2年4月14日

訓令第3号

枚方市事務決裁規程（昭和59年枚方市訓令第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めがあるものを除くほか、市長の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 決裁 市長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- （2） 専決 常時、市長に代わって決裁することをいう。
- （3） 専決者 専決することができる者をいう。
- （4） 代決 市長又は専決者が不在の場合に、その者に代わって決裁することをいう。
- （5） 決定関与 決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する副市長、部長、次長、室長、課長及び統括課長代理（参事又は主幹が担当する事務にあつては、決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する副市長、部長、参事、次長及び主幹をいう。）が、決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。
- （6） 合議 決裁を受けるべき事項に係る事務に関連する事務を所管し、又は担当する職にある者が、その事務との関連上においてその意思決定に関与することをいう。
- （7） 不在 出張、病気その他の理由により決裁等ができない状態をいう。

2 前項に定めるもののほか、この訓令において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

理事	市長部局の職制に関する規則（平成15年枚方市規則第38号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する理事の職にある者
戦略監	戦略監の設置に関する規則（平成27年枚方市規則第37号）第1条に規定する戦略監の職にある者
危機管理監	危機管理監の設置に関する規則（令和2年枚方市規則第51号）第1条に規定

	する危機管理監の職にある者
子育て支援監	子育て支援監の設置に関する規則（令和2年枚方市規則第52号）第1条に規定する子育て支援監の職にある者
健康福祉監	健康福祉監の設置に関する規則（令和4年枚方市規則第18号）第1条に規定する健康福祉監の職にある者
消防監	消防監の設置に関する規則（令和4年枚方市規則第19号）第1条に規定する消防監の職にある者
部長	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する部長の職にある者 (2) 市駅周辺まち活性化部長及び会計管理者 (3) 福祉事務所に係る事項並びに福祉事務所次長及び福祉事務所副参事に係る人事事項にあつては、福祉事務所長 (4) 保健医療課、保健衛生課及び保健予防課に係る事項並びに保健所参事及び保健所副所長に係る人事事項にあつては、保健所長
参事	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する参事の職にある者 (2) 市駅周辺まち活性化部参事 (3) 保健医療課、保健衛生課及び保健予防課に係る事項にあつては、保健所参事
次長	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する次長の職にある者 (2) 市駅周辺まち活性化部次長 (3) 福祉事務所に係る事項にあつては、福祉事務所次長 (4) 保健医療課、保健衛生課及び保健予防課に係る事項にあつては、保健所副所長
室長	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する室長の職にある者 (2) 新型コロナワクチン接種対策室長
副参事	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する副参事の職にある者 (2) 市駅周辺まち活性化部副参事

	(3) 福祉事務所に係る事項にあつては、福祉事務所副参事
課長	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する課長の職にある者 (2) 消費生活センター所長、市駅周辺まち活性化部課長、債権回収課長、新型コロナワクチン接種対策室課長、ひらかた子ども発達支援センター所長及び会計課長
主幹	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する主幹の職にある者 (2) 消費生活センター主幹、市駅周辺まち活性化部主幹、債権回収課主幹、新型コロナワクチン接種対策室主幹、ひらかた子ども発達支援センター主幹及び会計課主幹
統括課長代理	グループ制による事務処理に関する規程（平成21年枚方市訓令第11号。以下「グループ制規程」という。）第3条第3項、第4項若しくは第5項若しくは第5条第1項の規定により又はこれらの規定の例により統括課長代理の指名を受けた者、グループ制規程第3条第4項に規定する職にある者及び支所長
副主幹	次のいずれかに該当する者 (1) 職制規則第3条第1項の表に規定する副主幹の職にある者 (2) 消費生活センター副主幹、市駅周辺まち活性化部副主幹、債権回収課副主幹、新型コロナワクチン接種対策室副主幹、ひらかた子ども発達支援センター副主幹及び会計課副主幹
係長	グループ制規程第3条第6項の規定により又は同項の規定の例により統括課長代理の補佐に当たる者の指名を受けた者
監督	グループ制規程第3条第6項の規定により又は同項の規定の例により統括課長代理の補佐に当たる者の指名を受けた者

(平3訓令4・平4訓令5・平5訓令9・平6訓令4・平6訓令15・平8訓令2・平9訓令23・平10訓令6・平11訓令11・平13訓令14・平14訓令4・平15訓令9・平16訓令10・平17訓令5・平18訓令8・平18訓令30・平19訓令6・平20訓令5・平21訓令1・平21訓令3・平21訓令10・平21訓令16・平22訓令5・平24訓令7・平24訓令16・平25訓令8・平26訓令6・平27訓令7・平28訓令3・平29訓令5・平30訓令9・平30訓令19・平30訓令22・平31訓令6・令2訓令12・令2訓令13・令2訓

令17・令2訓令19・令3訓令2・令3訓令12・令3訓令18・令4訓令7・一部改正)

(市長の決裁事項)

第3条 市長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政の総合企画及び運営に関する基本方針を決定すること。
- (2) 新規事業及び事業変更を承認すること。
- (3) 行政組織を定めること。
- (4) 市議会の招集及び提出議案を決定すること。
- (5) 専決処分を行うこと。
- (6) 附属機関等に対する諮問事項を決定すること。
- (7) 条例、規則、訓令、通達その他重要な規程の制定及び廃止並びに改正（引用する法令の用語等が改正された場合における当該用語等の改正その他の意思決定に裁量の余地のない改正を除く。）をすること。
- (8) 訴訟、和解、あっせん及び調停を行うこと。
- (9) 事務の委任を行うこと。
- (10) 審査請求に対する裁決を行うこと。
- (11) 他の行政機関との市政の基本方針に関わる協議に関すること。
- (12) 特に重要な行政処分及び行政代執行をすること。
- (13) 重要な表彰の被表彰者を決定し、又は推薦すること。
- (14) 特に重要な広聴・広報活動を行うこと。
- (15) 国・府に対する特に重要な申請（補助金等の交付申請を除く。）及び特に重要な要望を行うこと。
- (16) 請願及び重要な陳情を行い、又は処理すること。
- (17) 特別職の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者を除く。）の任免を行い、報酬の額を決定すること。
- (18) 職員（特別職の非常勤職員、任期付職員（特定任期付職員を除く。）、会計年度任用職員及び臨時的に任用される職員を除く。）の任免（別表第1の2の表15の項及び別表第2の5の表（1）表8の項に規定するものを除く。）を行うこと。
- (19) 職員の分限、懲戒その他重要又は特殊な人事（別表第1の2の表14の項並びに別表第2の5の表（1）表9の項及び10の項に規定するものを除く。）を行うこと。
- (20) 職員（任期付職員（特定任期付職員を除く。）、会計年度任用職員及び臨時的に任用される職員を除く。）の競争試験若しくは選考を実施し、又はその合格者を決定す

ること。

- (21) 副市長に出張を命じ、その報告を受けること。
- (22) 不納欠損処分を行うこと。
- (23) 見積金額又は設計金額が15,000万円以上の事務事業の委託を決定すること。
- (24) 見積金額又は設計金額が15,000万円以上の工事の施行を決定すること。
- (25) 工事の施行に伴う15,000万円以上の移転補償を行うこと。
- (26) 損害賠償及び損失補償（工事の施行に伴う移転補償並びに不動産の購入及び交換に伴う補償を除く。）を行うこと。
- (27) 基金を設置し、又は廃止すること。
- (28) 重要な契約の解除を行うこと。
- (29) 予算の編成方針を決定し、調製すること。
- (30) 公の施設を設置し、又は廃止すること。
- (31) 不動産の購入、交換（これらに伴う補償を含む。）及び売却を決定すること。
- (32) 不動産の無償譲渡を行うこと。
- (33) 負担付寄附及び100万円以上の寄附（別に定めのあるものを除く。）を受けらること。
- (34) 公金の管理形態を定めること。
- (35) 町若しくは字の区域を新たに画し若しくは廃止し、又は町若しくは字の区域若しくは名称を変更すること。
- (36) 市道路線の認定、変更及び廃止を行うこと。
- (37) 市の境界の決定に関すること。
- (38) 自衛隊の出動を要請すること。
- (39) 職員団体との協定に関すること。
- (40) 債権を放棄すること。
- (41) 本部会議の開催及び付議案件を決定すること。
- (42) 前各号に準じて重要又は異例と認められること。

（平3訓令4・平5訓令9・平6訓令4・平7訓令4・平9訓令13・平10訓令29・平11訓令5・平14訓令4・一部改正、平15訓令9・旧第7条繰上、平16訓令10・平17訓令5・平18訓令8・平19訓令6・平28訓令3・平30訓令9・令2訓令12・令3訓令12・令4訓令7・一部改正）

（副市長の専決事項）

第4条 副市長の専決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市長の承認を受けた新規事業及び市長の変更承認を受けた事業の実施に関すること。
- (2) 予算の執行管理に関すること。
- (3) 他の行政機関との重要な協議（前条第11号に該当するものを除く。）に関すること。

2 前項に定めるもののほか、副市長が専決することができる事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、副市長は、市長の決裁を要しない事項のうち重要なものについて専決することができる。

（平16訓令10・全改、平27訓令17・一部改正）

（部長等の専決事項）

第5条 部長、参事、室長、主幹、課長、統括課長代理及び係長が専決することができる事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、部長は、市長及び副市長の決裁を要しない事項のうち、比較的重要なものについて専決することができる。

3 前2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる部長は、市長の権限に属する事務の一部を当該各号に定める執行機関の事務局職員に補助執行させた場合における別表第1に定める財務事項のうち、部長専決欄に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 総務部長 選挙管理委員会
- (2) 観光にぎわい部長 農業委員会

4 第1項に定めるもののほか、室長、課長及び統括課長代理は、それぞれ直属の上司の決裁を要しない軽易な事項について専決することができる。

5 第1項の場合において、次の各号に掲げる職にある者は、当該各号に定める事項について専決することができる。

- (1) 部長 部（室及び課を置かない部に限る。）及び課（室に置く課を除く。）の所管事務に係る室長専決事項
- (2) 部長又は室長 部又は室（課長を置く部又は室を除く。）の所管事務に係る課長専決事項

6 第1項の場合において、部若しくは室に課長を置き、若しくは、統括課長代理若しくは係長を複数指名し、当該部若しくは室の所管事務を分担させるとき又は課に統括課長代理

若しくは係長を複数指名し、当該課の所管事務を分担させるときは、所管の部長は、あらかじめ、それぞれの職にある者が担当する事務に応じて、課長専決事項、統括課長代理専決事項又は係長専決事項についてその者が専決できる事項を指定しておかなければならない。

(平5訓令9・平7訓令6・平8訓令2・平10訓令6・平11訓令11・平13訓令14・一部改正、平15訓令9・旧第9条繰上・一部改正、平16訓令10・平17訓令5・平18訓令8・平19訓令6・平20訓令5・平21訓令10・平26訓令6・平27訓令7・平28訓令3・令2訓令12・令5訓令5・一部改正)

第6条 削除

(平19訓令6)

(専決の制限)

第7条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、上司(福祉事務所、保健医療課、保健衛生課及び保健予防課の部長専決事項にあっては、健康福祉部長)の決裁を受けなければならない。

- (1) 異例なもの
- (2) 疑義のあるもの
- (3) 紛争があり、又は将来その原因となると認められるもの
- (4) 先例となるもの
- (5) 特に所属上司から指定されたもの

2 市議会に提出する資料で前項各号のいずれかに該当すると認められるものについては、市長の決裁を受けなければならない。

(平3訓令4・一部改正、平15訓令9・旧第11条繰上、平17訓令5・平18訓令8・平19訓令6・平26訓令6・平28訓令3・平29訓令5・令2訓令12・令3訓令12・一部改正)

(専決事項の特例)

第8条 副市長は、副市長専決事項(第4条第1項各号に規定する事項を除く。)のうち必要と認めるものについては、理事に専決させることができる。

2 部長は、部長専決事項のうち必要と認めるものについては、参事、次長又は室長に専決させることができる。

3 部長は、室長専決事項のうち必要と認めるものについては、課長に専決させることができる。

- 4 部長は、課長専決事項のうち必要と認めるものについては、参事、主幹又は統括課長代理に専決させることができる。
- 5 副市長及び部長は、前各項に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。
- 6 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を通達により周知するものとする。
- 7 前2項の規定は、第1項から第4項までに規定する措置を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(平5訓令9・平10訓令6・平13訓令14・平14訓令4・一部改正、平15訓令9・旧第12条繰上・一部改正、平16訓令10・平19訓令6・平20訓令5・平21訓令10・平26訓令6・令3訓令12・一部改正)

(専決の報告)

第9条 専決者は、専決した場合において、必要と認めるとき、又は所属上司から報告を求められたときは、その専決した事項を所属上司に報告しなければならない。

(平15訓令9・旧第13条繰上)

(決裁順序)

第10条 決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事務を所管し、又は担当する統括課長代理又は主幹から順次所属上司の決定関与を経て、市長又は専決者の決裁を受けるものとする。ただし、有給休暇の承認その他別に定めがある事項については、決定関与を経ずに決裁を受けることができる。

- 2 前項及び第12条に定めるもののほか、決裁に至るまでの手続過程については、枚方市文書取扱規程（平成31年枚方市訓令第5号）の定めるところによる。

(平3訓令4・旧第14条繰下・一部改正、平6訓令4・平10訓令6・一部改正、平13訓令27・旧第15条繰上・一部改正、平15訓令9・旧第14条繰上・一部改正、平19訓令6・平20訓令5・平21訓令10・平26訓令6・平31訓令5・一部改正)

(決定関与の特例)

第11条 第2条第1項第5号に定める者のほか、副市長は、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める者に決定関与させることができる。

- (1) 理事の所管する特命事項 理事
- (2) 戦略監の所管する特命事項 戦略監
- (3) 危機管理監の所管する特命事項 危機管理監
- (4) 子育て支援監の所管する特命事項 子育て支援監

- (5) 健康福祉監の所管する特命事項 健康福祉監
 - (6) 消防監の所管する特命事項 消防監
 - (7) 福祉事務所、保健医療課、保健衛生課及び保健予防課に係る事項 健康福祉部長
- 2 第2条第1項第5号及び前項に定める者のほか、次の各号に掲げる者が特に必要があると認めるときは、当該各号に定める者に決定関与させることができる。
- (1) 部長 副参事
 - (2) 課長 課長代理のうち統括課長代理の指名を受けていない者（以下単に「課長代理」という。）、副主幹、係長又は監督
- 3 部長及び課長は、前項の規定による措置に際しては、意思決定につき特に必要と認める者について決定関与をさせるとともに、決定関与をさせない者に対しては、必要に応じてその内容を周知するものとする。
- 4 第5条第5項及び第6項の規定は、決定関与について準用する。

（平13訓令27・追加、平14訓令4・一部改正、平15訓令9・旧第15条繰上・一部改正、平16訓令10・平19訓令6・平20訓令5・平21訓令10・平26訓令6・平28訓令3・平29訓令5・平30訓令9・平31訓令6・令2訓令12・令2訓令17・令3訓令12・令4訓令7・一部改正）

（合議）

- 第12条 第10条第1項の場合において、その事項が市長の決裁を要するものについては担当副市長以外の副市長に、別表第3の左欄に掲げる事項に関連するものについてはそれぞれ同表の右欄に定める者に合議しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、1件2,000万円以上の支出負担行為についてはその決裁（契約の締結を伴うものにあつては、契約の締結に係る決裁）に際し、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める者に合議をしなければならない。
- (1) 部長専決事項に係る契約の締結並びに市長の決裁事項及び副市長専決事項に係るもの 会計管理者及び会計課長
 - (2) 前号に掲げるもの以外のもの 会計課長
- 3 前2項に定めるもののほか、専決者が特に必要と認めるときは、参事又は担当の主幹に合議を求めることができる。
- 4 合議を受けた者が起案の内容に異議のあるときは、所管の課長、室長若しくは部長又は担当の主幹若しくは参事と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議が整わないときは、異議の要旨を明記した付せんを付けて回

付を進め、合議を受けた者及び所管の課長、室長若しくは部長又は担当の主幹若しくは参事の共通の上司の指示するところに従うものとする。

6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、別に指定するものについては、合議を省略し、又は合議をする者を変更し、若しくは追加することがある。

7 第5条第5項及び第6項の規定は、合議について準用する。

(平3訓令4・旧第15条繰下・一部改正、平5訓令9・平7訓令6・平9訓令5・平10訓令6・平11訓令26・平12訓令10・平13訓令14・平13訓令27・平13訓令31・平14訓令4・一部改正、平15訓令9・旧第16条繰上・一部改正、平16訓令10・平19訓令6・平20訓令5・平21訓令10・平26訓令6・平27訓令17・平27訓令19・平28訓令3・一部改正)

(代決)

第13条 市長の決裁を受けるべき事項又は専決者が専決する事項について、市長又は専決者が不在であるときは、それぞれ次の表の右欄に掲げる者が同欄に定める順序により、その事項を代決することができる。

市長・専決者	代決者
市長	1 担当副市長 2 副市長 3 総務部長
副市長	1 副市長 2 所管の部長
部長	1 次長 2 所管の室長 3 所管の課長
参事	主幹（同一事務を担当する者に限る。）
室長	1 所管の課長 2 課長代理又は統括課長代理（担当する事務に限る。）
課長	課長代理又は統括課長代理（担当する事務に限る。）
統括課長代理	係長又は監督（担当する事務に限る。）

2 前項の場合において、代決することができる者が複数であるときは、あらかじめ、所属

上司の指定する順序による。

- 3 代決は、特に至急に処理しなければならない事項に限りすることができる。ただし、あらかじめ、その処理について、代決してはならないものと指示を受けた事項については、代決することができない。
- 4 代決する者は、当該代決する者又は代決する者より上位の職にある者に対する出張命令、時間外勤務命令、有給休暇の承認等に関する事項については、代決することができない。
- 5 第8条の規定に基づく特例措置により専決者とされた者が不在であるときは、当該特例措置が行われなかったものとして、前各項の規定を適用する。

(平2訓令21・一部改正、平3訓令4・旧第16条繰下、平3訓令21・平4訓令5・平5訓令9・平8訓令2・平10訓令6・平11訓令11・平13訓令14・一部改正、平15訓令9・旧第17条繰上・一部改正、平16訓令10・平19訓令6・平20訓令5・平21訓令10・平26訓令6・平30訓令9・令3訓令12・一部改正)

(代決後の手続)

第14条 代決した者は、代決した事項のうち必要と認めるものについては、事後速やかに、所属上司に報告し、又は所属上司の閲覧に供しなければならない。

(平3訓令4・旧第17条繰下、平15訓令9・旧第18条繰上)

(代決の特例)

第15条 代決する者が不在の場合又は第13条第4項の規定により代決ができない場合において、なお特に決裁する必要があるときは、専決者の所属上司が代決するものとする。

(平3訓令4・旧第18条繰下、平10訓令6・一部改正、平15訓令9・旧第19条繰上・一部改正)

(代決の準用)

第16条 前3条の規定は、決裁に至るまでの手続過程において、決定関与又は合議をする者が不在であるときについて準用する。

(平11訓令11・全改、平14訓令4・一部改正、平15訓令9・旧第20条繰上・一部改正)

(補助執行等をさせた場合の専決等)

第17条 市長の権限に属する事務の一部を他の執行機関の事務局等の職員に補助執行させた場合における当該事務の処理については、この訓令の例によるものとする。

- 2 市長の権限に属する事務を処理させるため、市議会事務局職員を市長の補助機関たる職員に併任させた場合における当該事務の処理については、この訓令の例によるものとする。

3 前2項の場合においては、当該事務の処理に係る専決、代決、決定関与及び合議については、この訓令中次の表の左欄に掲げる者に関する規定は、それぞれ同表の右欄に掲げる者に関する規定として適用する。

市長部局の職員	補助執行等をする職員
部長	市議会事務局長 教育委員会事務局部長 監査委員事務局長 公平委員会事務局長
参事	市議会事務局参事 教育委員会事務局参事
次長	市議会事務局次長 教育委員会事務局次長 選挙管理委員会事務局次長 農業委員会事務局次長
室長	教育委員会事務局室長
副参事	教育委員会事務局副参事 農業委員会事務局副参事
課長	市議会事務局課長 教育委員会事務局課長 教育文化センター館長 中央図書館長 選挙管理委員会事務局課長 監査委員事務局課長 農業委員会事務局課長
主幹	市議会事務局の主幹 教育委員会事務局の主幹 中央図書館の主幹 選挙管理委員会事務局の主幹
統括課長代理	市議会事務局の統括課長代理 教育委員会事務局の統括課長代理 共同調理場長

	中央図書館の統括課長代理 図書館（中央図書館長を除く。）の館長 選挙管理委員会事務局の統括課長代理 監査委員事務局の統括課長代理 農業委員会事務局の統括課長代理
係長	市議会事務局の係長 教育委員会事務局の係長 教育委員会教育機関の係長 選挙管理委員会事務局の係長 監査委員事務局の係長 農業委員会事務局の係長
監督	教育委員会事務局の監督 教育委員会教育機関の監督

4 前項に定めるもののほか、副教育長及び教育委員会事務局教育次長は、教育委員会の所管事務の処理について決定関与することができる。

5 第3項の規定にかかわらず、教育委員会の所管事務の処理に係る合議について別表第3の14の項の規定を適用する場合には、同項中「財政課長」とあるのは、「財政課長 教育委員会事務局総合教育部長 教育委員会事務局総合教育部教育政策課長」と読み替えるものとする。

6 第1項、第3項及び前項の規定にかかわらず、枚方市立の小学校及び中学校並びに幼稚園（以下「枚方市立学校園」という。）の校長及び園長は、別に定めるもののほか、その所管に属する枚方市立学校園の事務の執行に関し次に掲げる事項について専決することができる。

(1) 次に掲げる事務（見積金額、設計金額、予定金額又は賃借料の年額若しくは総額が50万円未満のものに限る。）の執行を決定すること。

イ 物品の購入（食糧費の支出に係るものにあつては、3万円未満のものに限る。）

ロ 物品の修繕又は借入れ

ハ 事務の委託（印刷、洗濯その他市長が定めるものに限る。第3号ホにおいて同じ。）

(2) 次号に規定する契約の締結に当たり、その契約方法を決定し、及び業者選定を行い、並びに予定価格を決定すること。

(3) 次に掲げる契約を締結し、又は解除すること。

イ 契約金額が10万円未満の物品（庁用器具を除く。）の購入（食糧費の支出に係るものにあつては、契約金額が3万円未満のものに限る。）

ロ 契約金額が5万円未満の教材用の庁用器具の購入

ハ 契約金額が10万円未満の物品の修繕

ニ 契約金額が10万円未満の物品の借入れ

ホ 契約金額が10万円未満の事務の委託

(4) 物品の検収を行うこと。

7 枚方市立の小学校及び中学校の教頭は、校長が不在であるときは、前項の規定により当該校長が専決する事項について代決することができる。

8 第13条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による代決について準用する。

(平2訓令13・一部改正、平3訓令4・旧第20条繰下・一部改正、平3訓令6・平5訓令9・一部改正、平8訓令2・旧第21条繰下・一部改正、平9訓令16・平10訓令6・平11訓令11・平13訓令14・平13訓令31・平14訓令4・平14訓令15・一部改正、平15訓令9・旧第22条繰上・一部改正、平15訓令29・平16訓令10・平17訓令5・平18訓令8・平18訓令18・平18訓令30・平19訓令6・平20訓令5・平21訓令10・平22訓令5・平22訓令15・平24訓令7・平24訓令15・平26訓令6・平28訓令3・平29訓令5・平30訓令9・平31訓令6・令2訓令12・令2訓令20・令3訓令12・令4訓令7・一部改正)

(非常災害時の事務処理)

第18条 市長は、非常災害等緊急の必要があると認めるときは、この訓令の規定にかかわらず、別の指示を行うことがある。

(平3訓令4・旧第21条繰下、平8訓令2・旧第22条繰下、平15訓令9・旧第23条繰上)

附 則

1 この訓令は、平成2年4月16日から施行する。

2 この訓令の施行前に起案されたものに係る決裁区分については、なお従前の例による。

附 則〔平成2年5月31日訓令第13号〕

この訓令は、平成2年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則〔平成2年12月25日訓令第21号〕

この訓令は、平成2年12月26日から施行する。

附 則〔平成3年3月30日訓令第4号〕

- 1 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に起案されたものに係る決裁区分については、なお従前の例による。

附 則〔平成3年4月23日訓令第6号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成3年5月31日訓令第9号〕

この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則〔平成3年7月30日訓令第11号〕

この訓令は、平成3年8月1日から施行する。

附 則〔平成3年11月2日訓令第21号〕

この訓令は、平成3年11月5日から施行する。

附 則〔平成3年11月26日訓令第23号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成4年4月9日訓令第5号〕

この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

附 則〔平成4年6月1日訓令第10号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成5年4月15日訓令第9号〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年4月16日から施行する。
(特定職事務決裁規程の廃止)
- 2 特定職事務決裁規程（昭和58年枚方市訓令第33号）は、廃止する。

附 則〔平成6年3月31日訓令第4号〕

- 1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に起案されたものに係る決裁区分については、なお従前の例による。

附 則〔平成6年10月6日訓令第15号〕

この訓令は、平成6年10月7日から施行する。

附 則〔平成7年3月31日訓令第4号抄〕

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則〔平成7年3月31日訓令第6号〕

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則〔平成7年7月26日訓令第16号〕

この訓令は、平成7年7月27日から施行する。

附 則〔平成7年10月23日訓令第24号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成8年4月18日訓令第2号〕

この訓令は、平成8年4月19日から施行する。

附 則〔平成9年4月1日訓令第4号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成9年4月16日訓令第5号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成9年5月30日訓令第10号〕

この訓令は、平成9年6月1日から施行する。

附 則〔平成9年9月30日訓令第13号〕

この訓令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則〔平成9年10月31日訓令第16号〕

この訓令は、平成9年11月1日から施行する。

附 則〔平成9年12月29日訓令第23号〕

この訓令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則〔平成10年4月22日訓令第6号〕

この訓令は、平成10年4月23日から施行する。

附 則〔平成10年9月30日訓令第29号〕

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則〔平成11年3月31日訓令第5号〕

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成11年5月24日訓令第11号〕

この訓令は、平成11年5月25日から施行する。

附 則〔平成11年9月30日訓令第26号〕

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則〔平成12年3月31日訓令第7号〕

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則〔平成12年4月13日訓令第10号〕

この訓令は、平成12年4月14日から施行する。

附 則〔平成13年4月16日訓令第14号〕

この訓令は、平成13年4月17日から施行する。

附 則〔平成13年5月18日訓令第27号抄〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成13年6月5日訓令第31号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成13年12月28日訓令第45号〕

この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

附 則〔平成14年3月31日訓令第4号〕

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔平成14年3月31日訓令第9号抄〕

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔平成14年5月1日訓令第15号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成14年8月1日訓令第24号〕

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 枚方市公印規程（昭和58年枚方市訓令第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成15年3月31日訓令第3号〕

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則〔平成15年5月26日訓令第9号〕

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成15年5月27日から施行する。

（経過措置）

第2条 この訓令の施行前に改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

（中部拠点整備部処務規程等の廃止）

第3条 次に掲げる規則は、廃止する。

（1） 中部拠点整備部処務規程（平成13年枚方市訓令第15号）

(2) 納税促進課処務規程（平成13年枚方市訓令第16号）

（各施設の電気工作物等に関する保安規程の一部改正）

第4条 各施設の電気工作物等に関する保安規程（昭和56年枚方市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（枚方市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正）

第5条 枚方市男女共同参画推進本部設置規程（平成元年枚方市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（枚方市事務連絡協議会規程の一部改正）

第6条 枚方市事務連絡協議会規程（平成2年枚方市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（枚方市広域行政問題検討委員会規程の一部改正）

第7条 枚方市広域行政問題検討委員会規程（平成14年枚方市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（枚方市収入役事務決裁規程の一部改正）

第8条 枚方市収入役事務決裁規程（昭和53年枚方市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成15年12月29日訓令第29号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成16年3月31日訓令第10号〕

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前に改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

（助役事務分担規程の廃止）

3 助役事務分担規程（平成15年枚方市訓令第8号）は、廃止する。

附 則〔平成16年6月9日訓令第21号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成16年10月5日訓令第36号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成17年3月31日訓令第5号〕

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前に改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成17年5月19日訓令第11号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成18年3月31日訓令第8号〕

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に、改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成18年4月26日訓令第18号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成18年9月29日訓令第30号〕

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則〔平成19年3月30日訓令第6号抄〕

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

3 第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程第6条の規定は、地方自治法の一部を

改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定が適用される間においては、なお効力を有する。

- 4 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定が適用される間における第1条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程、第4条の規定による改正後の枚方市収入役事務決裁規程、第10条の規定による改正後の枚方市事務連絡協議会規程及び第11条の規定による改正後の枚方市文書取扱規程の規定の適用については、「会計管理者」とあるのは、「収入役」と読み替えて適用する。

附 則〔平成20年3月31日訓令第5号抄〕

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令の施行前に第2条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成21年2月27日訓令第1号〕

この訓令は、平成21年3月1日から施行する。

附 則〔平成21年3月5日訓令第3号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成21年3月31日訓令第10号〕

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(枚方市安全運転管理者等設置規程の一部改正)

第2条 枚方市安全運転管理者等設置規程(昭和53年枚方市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(各施設の電気工作物等に関する保安規程の一部改正)

第3条 各施設の電気工作物等に関する保安規程(昭和56年枚方市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市安全衛生管理規程の一部改正)

第4条 枚方市安全衛生管理規程(昭和57年枚方市訓令第3号)の一部を次のように改正す

る。

〔次のよう略〕

(枚方市事務連絡協議会規程の一部改正)

第5条 枚方市事務連絡協議会規程(平成2年枚方市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市職員の事務引継ぎに関する規程の一部改正)

第6条 枚方市職員の事務引継ぎに関する規程(昭和60年枚方市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市文書取扱規程の一部改正)

第7条 枚方市文書取扱規程(平成3年枚方市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市庁内委員会規程の一部改正)

第8条 枚方市庁内委員会規程(平成20年枚方市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成21年12月29日訓令第16号〕

この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則〔平成22年3月31日訓令第5号〕

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令の施行前に改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

(枚方市福祉事務所処務規程の一部改正)

第3条 枚方市福祉事務所処務規程(昭和52年枚方市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市安全衛生管理規程の一部改正)

第4条 枚方市安全衛生管理規程(昭和57年枚方市訓令第3号)の一部を次のように改正す

る。

〔次のよう略〕

(枚方市危険物取扱主任者設置規程の一部改正)

第5条 枚方市危険物取扱主任者設置規程(昭和59年枚方市訓令第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市人権擁護推進本部設置規程の一部改正)

第6条 枚方市人権擁護推進本部設置規程(昭和59年枚方市訓令第26号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市職員提案規程の一部改正)

第7条 枚方市職員提案規程(平成元年枚方市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正)

第8条 枚方市男女共同参画推進本部設置規程(平成元年枚方市訓令第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市事務連絡協議会規程の一部改正)

第9条 枚方市事務連絡協議会規程(平成2年枚方市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市環境行政推進本部設置規程の一部改正)

第10条 枚方市環境行政推進本部設置規程(平成8年枚方市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市情報化推進本部設置規程の一部改正)

第11条 枚方市情報化推進本部設置規程(平成12年枚方市訓令第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市行政改革実施本部設置規程の一部改正)

第12条 枚方市行政改革実施本部設置規程(平成13年枚方市訓令第21号)の一部を次のよう

に改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティに関する規程の一部改正)

第13条 枚方市住民基本台帳ネットワークシステムに係るセキュリティに関する規程(平成14年枚方市訓令第25号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市戸籍謄本等不正入手対策本部設置規程の一部改正)

第14条 枚方市戸籍謄本等不正入手対策本部設置規程(平成18年枚方市訓令第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市健康推進本部設置規程の一部改正)

第15条 枚方市健康推進本部設置規程(平成18年枚方市訓令第33号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市副市長事務分担規程の一部改正)

第16条 枚方市副市長事務分担規程(平成19年枚方市訓令第20号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市都市経営会議規程の一部改正)

第17条 枚方市都市経営会議規程(平成20年枚方市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市庁内委員会規程の一部改正)

第18条 枚方市庁内委員会規程(平成20年枚方市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市経済・雇用等緊急対策本部設置規程の一部改正)

第19条 枚方市経済・雇用等緊急対策本部設置規程(平成21年枚方市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(枚方市公金等の保管に関する規程の一部改正)

第20条 枚方市公金等の保管に関する規程（平成21年枚方市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（グループ制及びチーム制による事務処理に関する規程の一部改正）

第21条 グループ制及びチーム制による事務処理に関する規程（平成21年枚方市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成22年12月29日訓令第15号〕

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則〔平成23年3月31日訓令第8号〕

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成23年10月20日訓令第16号〕

- 1 この訓令は、平成23年10月21日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成24年3月30日訓令第7号〕

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成24年7月6日訓令第10号〕

この訓令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行の日〔平成24年7月9日〕から施行する。

附 則〔平成24年10月31日訓令第15号〕

この訓令は、平成24年11月1日から施行する。

附 則〔平成24年12月28日訓令第16号〕

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定（枚方市事務決裁規程別表第2の3の表（3）表に13の項を加える改正規定に限る。）は、同月7日から施行する。

附 則〔平成25年3月29日訓令第8号〕

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成26年3月31日訓令第6号〕

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成26年9月19日訓令第20号〕

この訓令は、平成26年9月22日から施行する。

附 則〔平成27年3月31日訓令第6号抄〕

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年3月31日訓令第7号〕

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中枚方市事務決裁規程別表第2の改正規定（同表12の表（6）表10の項に係る部分に限る。）は、同年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成27年9月23日訓令第17号抄〕

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成27年10月27日訓令第19号抄〕

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成28年3月31日訓令第3号〕

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成29年3月31日訓令第5号〕

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成29年9月13日訓令第12号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成30年3月30日訓令第9号〕

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成30年7月18日訓令第19号〕

この訓令は、平成30年7月23日から施行する。

附 則〔平成30年10月10日訓令第22号〕

- 1 この訓令は、平成30年10月18日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔平成31年3月29日訓令第5号抄〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則〔平成31年3月29日訓令第6号〕

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔令和2年3月31日訓令第12号〕

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程及び第28条の規定による改正前の枚方市福祉事務所処務規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、第1条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程及び第28条の規定による改正後の枚方市福祉事務所処務規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔令和2年4月23日訓令第13号〕

この訓令は、令和2年4月24日から施行する。

附 則〔令和2年10月7日訓令第17号〕

- 1 この訓令は、令和2年10月14日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔令和2年10月30日訓令第19号〕

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則〔令和2年12月11日訓令第20号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和3年2月12日訓令第2号〕

この訓令は、令和3年2月15日から施行する。

附 則〔令和3年3月31日訓令第12号〕

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔令和3年9月29日訓令第17号〕

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則〔令和3年9月30日訓令第18号〕

- 1 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議

その他の行為とみなす。

附 則〔令和4年3月31日訓令第7号〕

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔令和5年3月31日訓令第5号〕

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

附 則〔令和5年3月31日訓令第7号抄〕

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第12条関係）

（平16訓令10・全改、平16訓令21・平16訓令36・平17訓令5・平17訓令11・平18訓令8・平18訓令18・平18訓令30・平19訓令6・平20訓令5・平21訓令10・平22訓令5・平23訓令8・平23訓令16・平24訓令7・平26訓令6・平27訓令6・平28訓令3・平29訓令5・平29訓令12・平30訓令9・平31訓令6・令2訓令12・令2訓令17・令3訓令12・令3訓令18・令4訓令7・令5訓令5・令5訓令7・一部改正）

共通専決事項

1 一般事項

(1) 副市長、部長、室長、課長及び統括課長代理の担当する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	総合計画に基づく課の実行計画案を作成すること。				○	
2	所管する事務事業の調査研究及び実施に関する計画を定めること。		○			
3	既定方針に基づき、所管する				○	

	事務事業を実施すること。ただし、支出負担行為その他別に定めのあるものを除く。					
4	組織及び定員の適正化について具申すること		○			
5	所管する事務事業の調査研究を行うこと。				○	
6	行政評価に係る事務の単位設定等を決定すること。				○	
7	市政の普及及び宣伝を行うこと。		重要		軽易	
8	市の施策、課題等に関する情報の提供及び公表を行うこと。		重要		軽易	
9	附属機関等の会議の開催を求め、付議案件を決定すること。	○				
10	市議会の各協議会、附属機関等の会議の提出資料を決定すること。	市議会の各協議会	その他			
11	庁内委員会の構成員を定め、並びにその会議の開催及び付議案件を決定すること。	委員長が副市長、理事、戦略監、危機管理監、子育て支援監、健康福祉監又は消防監	委員長が部長又は次長	委員長が室長	委員長が課長	委員長が統括課長代理
12	他の行政機関との協議に関すること。ただし、重要なものを除く。		○			
13	事務事業を受託すること。		重要		軽易	

14	公共的団体等に対する指揮監督を行うこと。	重要	軽易			
15	指導、勧告その他の行政指導を行うこと。		重要		軽易	
16	都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定による開発区域内における既設公共施設の管理者の同意を行うこと。		○			
17	開発事業等に係る協議及び指導に関すること。		重要		軽易	
18	開発事業等に係る中間・完了検査の実施、指示及び報告を行うこと。				○	
19	公聴会、説明会等を開催すること。		重要		軽易	
20	パブリックコメント（インターネットアンケートを含む。）を実施し、結果の取りまとめを行うこと。		○			
21	行政手続制度に係る事務を処理すること。 （1） 意見陳述の方式を決定すること。 （2） 行政手続制度に係る聴聞の主宰者を指名すること。 （3） 行政手続制度に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準を設定し、又は改廃すること。	○ ○	○			

22	行政不服審査制度に係る審査請求に対する弁明書を作成すること。		○			
23	情報公開の請求又は申出に係る決定を行うこと。 (1) 部分公開及び非公開の決定（枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条第6号又は第7号に係るものに限る。）並びに公文書不存在及び存否応答拒否の決定 (2) その他の決定	○		○		
24	保有個人情報の開示等の請求に係る決定を行うこと。 (1) 部分開示及び不開示の決定（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第1項第6号又は第7号（ロに係る部分を除く。）に係るものに限る。）並びに公文書不存在及び存否応答拒否の決定 (2) その他の決定	○		○		
25	保有個人情報を提供すること。		○			定例又は基準が明確
26	関係団体との連絡調整を行うこと。		重要			軽易
27	行事、催物その他これらに類		重要			軽易

	するものを開催すること。				
28	刊行物を編集し、発行すること。		重要		軽易
29	刊行物の配付先を決定すること。				○
30	新たにホームページを作成すること。		○		
31	ホームページを更新すること。		重要		軽易
32	ホームページの公開を承認すること。				○
33	インターネットを利用した情報の発信（ホームページによるものを除く。）の内容を決定し、発信を承認すること。 ただし、発信の承認にあつては、広報プロモーション課長専決事項及び広報プロモーション課統括課長代理専決事項を除く。		重要		軽易
34	公の施設の使用を許可すること。				○
35	公の施設の開館時間を臨時に変更すること。		○		
36	公の施設の休館日を臨時に変更し、又は休館すること。		○		
37	許可、認可、登録等を行い、又はこれらを取り消すこと。 ただし、34の項に係る使用の許可を除く。		重要		軽易
38	表彰の被表彰者を決定し、又		○		

	は推薦すること。ただし、重要なものを除く。					
39	申請書、届出書、申出書その他の文書を受理すること。				○	軽易かつ定例
40	申請書その他の帳票の様式を決定すること。				○	
41	照会、回答、通知、依頼、報告、届出等を行うこと。		重要		軽易	軽易かつ定例
42	国・府に対する申請又は要望を行うこと。	重要	軽易			
43	国・府の経由事務（進達・副申をいう。以下同じ。）を処理すること。	重要	比較的重要		軽易	
44	依命通達を制定し、又は改廃すること。	副市長名	部長名			
45	公示及び公示送達を決定すること。		重要		軽易	
46	公簿の閲覧を許可すること。					○
47	各種証明を行うこと。					○
48	証明書、許可書等を書き換え、又は再交付すること。					○
49	所属公用車の使用を承認すること。					○
50	被服を貸与すること。					○
51	特定個人情報保護評価に係る評価書を個人情報保護委員会に提出すること。		○		修正に係る評価書の提出	
52	条例、規則、訓令、通達その他重要な規程の改正（第3条第7号に規定するものを除	○				

く。)をすること。					
-----------	--	--	--	--	--

(2) 参事及び主幹の担当する事項

項	事項	参事	主幹
1	既定方針に基づき、所管する事務事業を実施すること。ただし、支出負担行為その他別に定めのあるものを除く。	○	○
2	所管する事務事業の調査研究を行うこと。	○	○
3	庁内委員会の構成員を定め、並びにその会議の開催及び付議案件を決定すること	委員長が参事	委員長が主幹
4	公聴会、説明会等を開催すること。	○	軽易
5	行政手続制度に係る意見陳述の方式を決定すること。	○	
6	関係団体との連絡調整を行うこと。	○	軽易
7	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。	○	軽易
8	刊行物を編集し、発行すること。	○	軽易
9	刊行物の配付先を決定すること。	○	○
10	照会、回答、通知、依頼、報告、届出等を行うこと。	○	軽易

(3) 総務担当課の所管する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	総合計画に基づく各課の実行計画案を調整し、部の実行計画案を作成すること。		○			
2	部内の主要事業の進行管理を行うこと。				○	
3	部の事務改善計画案を作成すること		提出の承認		○	
4	部内の2課以上にわたる事務の所管を決定すること。		○			
5	グループの設置並びにその担当事務を定めること。		○			
6	統括課長代理並びにグループの係長		○			

	及び監督を指名すること。					
7	参事、副参事、主幹及び副主幹の担当事務を定めること。		○			
8	部内各課の予算見積書書及び決算資料をとりまとめ、提出すること。		提出の承認		○	
9	部内各課の予算の執行状況を把握し、部内の予算の調整を行うこと。		○			
10	部内の経常経費（市長が別に定めるものに限る。）に係る予算案を作成すること。		○			
11	部内各課の行政評価に係る自己評価等を取りまとめ、確定すること。		○			

備考 「総務担当課」とは、枚方市事務分掌規則（平成10年枚方市規則第28号）第2条第1項の表の左欄に掲げる室又は課をいう。

2 人事事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	職員（理事以下の職にある者に限る。）に外国出張を命じ、及び報告すること。	○				
2	出張を命じ、その報告を受けること。 （1） 宿泊を要する出張及び近畿圏外の出張（人事課が主催する研修に係るものを除く。） （2） 近畿圏内の出張で宿泊を要しないもの	理事、戦略監、危機管理監、子育て支援監、健康福祉部長	参事、次長、室長、副参事、附属機関の委員等	課長	その他の職員	主幹、課長代理、統括職員

		理監、子育て ち支援監、 健康福祉 監、消防監、 部長			課長代理、 副主幹、附 属機関の 委員等	
3	特別の勤務に従事する職員の 週休日及び勤務時間の割振り を定めること。	理事、戦略 監、危機管 理監、子育て ち支援監、 健康福祉 監、消防監、 部長	参事、次長、 室長、副参 事	課長	その他の 職員	
4	短時間勤務職員及びパートタ イム会計年度任用職員の週休 日及び勤務時間の割振りを定 めること。				○	
5	週休日の振替、半日勤務時間の 割振り変更、時間外勤務代休時 間の指定並びに代休日の指定 及び休日の勤務に替えての他 の勤務日の勤務の免除（休日 における勤務命令に伴う勤務時 間の割振りの臨時変更を含む。 ）を行うこと。	理事、戦略 監、危機管 理監、子育て ち支援監、 健康福祉 監、消防監、 部長	参事、次長、 室長、副参 事	課長	その他の 職員	
6	時間外勤務及び休日勤務を命 ずること。	理事、戦略 監、危機管 理監、子育て ち支援監、 健康福祉 監、消防監、 部長	参事、次長、 室長、副参 事	課長	その他の 職員	

7	有給休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）、介護休暇、介護時間休暇、障害のある職員の健康管理休暇、組合休暇及び欠勤を承認すること。	理事、戦略監、危機管理監、子育事 ち支援監、 健康福祉 監、消防監、 部長	参事、次長、 室長、副参 事	課長	その他の 職員	
8	部内の所属職員（課長及び課長代理に限る。）に部内の他課の事務の応援を命じ、又は部内の所属職員（課長代理以上の職員を除く。）に参事、主幹及び副主幹の担当事務の処理に当たることを命ずること。		○			
9	所属職員の課内における事務の分担を定めること。				○	
10	身分証票を交付すること。				○	
11	会計年度任用職員の職の設置を決定すること。	○				
12	会計年度任用職員の職の任用条件の変更を決定すること。	重要	輕易			
13	特別職の非常勤職員（地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者に限る。）の任免を行い、報酬の額を決定すること。	○				
14	職員（部長以上の職にある者を除く。）の公共的団体の非常勤の役員等への就任の同意を行うこと。	○				
15	職員の任免（事務処理に伴う定	理事、戦略	その他の職			

例的なものに限る。)を行うこと。	監、危機管理監、子育て支援監、健康福祉監、消防監、部長				
------------------	-----------------------------	--	--	--	--

備考

- 1 「部長」は福祉事務所長及び保健所長を、「参事」は保健所参事を、「次長」は福祉事務所次長及び保健所副所長を、「副参事」は福祉事務所副参事を含むものとする。
- 2 福祉事務所長及び保健所長に係る事項については、11の項から15の項までを除き、「副市長」とあるのは、「健康福祉部長」とする。
- 3 「近畿圏」とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県及び福井県をいう。
- 4 「附属機関の委員等」とは附属機関の委員、専門委員その他の特別職の非常勤職員をいう。

3 財務事項

(1) 収入管理

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	収入金を調定すること。 (1) 市税 (2) その他の収入金		○ 5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	100万円以上 1,000万円未満	100万円未満
2	納入の通知をすること。				○	
3	収入金の減免を決定すること。 (1) 市税 (2) その他の収入金	50万円以上	15万円以上 50万円未満 基準が不明確		15万円未満 基準が明確	

4	過誤納金の充当を決定すること。					○
5	納期限の延長を決定すること。		○			
6	徴収猶予又は繰上徴収を決定すること。				○	
7	納入の督促をすること。				○	
8	差押え及び換価を決定すること。				○	
9	差押財産の公売を決定すること。		○			
10	交付要求又は参加差押えを決定すること。				○	
11	徴収停止を行うこと。		○			
12	滞納処分の執行停止を行うこと。				○	

備考 市税の減免額は、1納付者当たりの金額による。

(2) 支出管理

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理	係長
1	支出負担行為をすること。ただし、契約の締結が支出負担行為であるものについては、その原因となる事務事業の施行を決定すること。 (1) 報酬(職員課長専決事項、教育政策課長専決事項及び教職員課長専決事項を除く。) (2) 共済費(職員課長専決事項を除く。)				○ ○		

(3) 災害補償費				○	
(4) 報償費	100万円 以上	50万円 以上	20万円 以上	5万円 以上	5万円 未満
(5) 旅費(職員課長専決事項、 教育政策課長専決事項及び教 職員課長専決事項を除く。)				○	
(6) 交際費	5万円 以上	1万円 以上		1万円 未満	
(7) 需用費					
イ 燃料費					○
ロ 光熱水費(総務管理課長専 決事項を除く。)					○
ハ 食糧費	20万円 以上	10万円 以上		1万円 以上	1万円 未満
ニ その他	1,000万 円以上	500万円 以上	200万円 以上	30万円 以上	30万円 未満
(8) 役務費					
イ 通信運搬費(総務管理課長 専決事項を除く。)				○	
ロ その他	1,000万 円以上	500万円 以上	200万円 以上	30万円 以上	30万円 未満

(9) 委託料					
イ 私人への徴収又は収納及び支出事務の委託	○				
ロ その他の事務事業の委託	5,000万円以上15,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	100万円以上1,000万円未満	100万円
(10) 使用料及び賃借料					
イ 工事の施行に伴う不動産の借受け	5,000万円以上	2,000万円以上5,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円	
ロ イ以外の不動産の借受け	200万円以上	200万円			
ハ その他の使用及び借受け	1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	200万円以上500万円未満	30万円	30万円
(11) 工事請負費					
イ 小規模工事に関する契約規程(平成23年枚方市訓令第7号)に定める小規模工事(以下「小規模工事」という。)の施行				○	
ロ その他の工事(単価契約による請負工事を除く。)の施行	5,000万円以上15,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	100万円	100万円
(12) 原材料費	1,000万円	500万円	200万円	30万円	30万円

		円以上	以 上	以上500	以上200	未満	
			1,000万	万円未	万円未		
			円未満	満	満		
(13)	備品購入費	1,000万	500万円	200万円	30万円	30万円	
		円以上	以 上	以上500	以上200	未満	
			1,000万	万円未	万円未		
			円未満	満	満		
(14)	負担金、補助金及び交付金						
	イ 普通出張及び市内出張に伴う負担金						○
	ロ イ以外の負担金及び共済傷害見舞金	5,000万	2,000万	200万円	200万円		
		円以上	円 以 上	以 上	未満		
			5,000万	2,000万			
			円未満	円未満			
	ハ 補助金	20万円	20万円				
		以上	未満				
	ニ 交付金						○
(15)	扶助費						
	イ 市が独自に行う施策に係るもの(支出の根拠及び支出額が条例又は規則で定まるものを除く。)						○
	ロ イに規定するもの以外のもの						○
(16)	貸付金	1,000万	500万円	200万円	30万円	30万円	
		円以上	以 上	以上500	以上200	未満	
			1,000万	万円未	万円未		
			円未満	満	満		
(17)	補償金及び補填金						
	イ 工事の施行に伴う移転補	5,000万	2,000万	1,000万	1,000万		

	償金	円以上 15,000 万円未 満	円以上 5,000万 円未満	円以上 2,000万 円未満	円未満	
	ロ 補填金	1,000万 円以上	500万円 以上	200万円 以上500 万円未 満	30万円 以上200 万円未 満	30万円 未満
	(18) 償還金、利子及び割引料					
	イ 過誤納に係る還付金					○
	ロ その他	1,000万 円以上	500万円 以上	200万円 以上500 万円未 満	30万円 以上200 万円未 満	30万円 未満
	(19) 投資及び出資金	1,000万 円以上	500万円 以上	200万円 以上500 万円未 満	30万円 以上200 万円未 満	30万円 未満
	(20) 積立金					
	イ 基金利子					○
	ロ その他		○			
	(21) 寄附金	1,000万 円以上	500万円 以上	200万円 以上500 万円未 満	30万円 以上200 万円未 満	30万円 未満
	(22) 公課費					○
	(23) 繰出金		○			
2	契約（別表第2の5の表（6）表10の項の承認を要するものを除く。）を締結し、又は解除すること。					

(1) 需用費					
イ 消耗品費					
(イ) 新聞、追録及び音楽CD					○
(ロ) 80万円未満の書籍 (辞典及び加除式台本を除く。)					○
(ハ) 5万円未満の自動車用部品					○
(ニ) 単価契約のあるもの及び単価契約のないもので1万円未満のもの					○
ロ 燃料費					
単価契約のあるもの					○
ハ 食糧費					
5万円未満のもの					○
ニ 印刷製本費					
単価契約のあるもの、写真現像焼付け並びに5万円未満の青写真焼付け及び製本					○
ホ 光熱水費(供給者が特定されているものに限る。)					○
ヘ 修繕料					
年間保守契約のあるもの、小規模修繕等及び30万円未満のもの(車検を除く。)					○
ト 賄材料費					
単価契約のあるもの及び30万円未満のもの(児童福祉施設等及び留守家庭児童会					○

室に係るものを除く。)					
チ 飼料費					
30万円未満のもの					○
リ 医薬材料費					
単価契約のあるもの					○
(2) 役務費					
イ 通信運搬費					
30万円未満のもの					○
ロ 広告料					
30万円未満のもの					○
ハ 手数料(不動産の鑑定に係るものに限る。)		○			
ニ ハ以外の手数料					
法令、条例又は規則に定めのあるもの及び30万円未満のもの					○
ホ 保険料					
法令、条例又は規則に定めのあるもの及び30万円未満のもの					○
(3) 委託料					
イ 工事の施行に伴うガス管、水道管等の移設工事の委託	5,000万円以上15,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満	
ロ 30万円未満の委託(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号から第7号までの規定					○

	に基づく随意契約によるものに限る。)					
	ハ 単価契約のあるもの				○	
(4)	使用料及び賃借料					
イ	工事の施行に伴う不動産の賃貸借	5,000万円以上	2,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円未満	
			5,000万円未満	2,000万円未満		
ロ	イ以外の不動産の賃貸借		○			
ハ	単価契約のあるもの				○	
(5)	工事請負費					
イ	小規模修繕等の請負				○	
ロ	小規模工事の請負		○			
(6)	原材料費					
イ	単価契約のあるもの				○	
ロ	単価契約のないもので1万円未満のもの					○
(7)	備品購入費					
	5万円未満の書籍					○
(8)	扶助費					
	30万円未満のもの				○	
(9)	補償、補填及び賠償金					
	工事の施行に伴う移転補償	5,000万円以上	2,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円未満	
		15,000万円未満	5,000万円未満	2,000万円未満		
3	前項に定める契約の締結に当たり、その契約方法を決定し、及び業者選定を行い、並びに予定価格				○	

	を決定すること。					
4	別表第2の5の表(6)表10の項の規定により契約課が承認した契約を締結し、又は解除し、及びその予定価格を決定すること。				○	
5	30万円未満の情報処理システムの利用及び保守点検委託に係る契約(情報機器の借入に係るものを除く。)を締結し、又は解除し、及びその予定価格を決定すること。				○	
6	支出命令を行うこと。					○

備考 金額は、見積金額、設計金額、予定金額、賃借料の年額若しくは総額又は契約金額による。

(3) その他

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	課の予算見積書、予算執行計画書及び決算資料を作成すること。				○	
2	予算の流用を行うこと。 (1) 目間の流用 (2) 節間の流用 イ 人件費に係る節における流用 ロ 需用費(食糧費に限る。)を増額する流用 ハ その他	50万円以上 100万円以上 500万円以上	50万円未満 5万円以上 100万円未満 100万円以上 500万円未満	 10万円以上 100万円未満	 ○ 5万円未満 10万円未満	

	(3) 節内の流用 イ 細節（食糧費に限 る。）を新設し、又は 食糧費を増額するた めの流用 ロ 細節（食糧費を除 く。）を新設するた めの流用 ハ 課間の流用（同一 節間の受渡しを含む。 別表第3の14の項第4 号ロ及びハにおいて同 じ。）	100万円以 上	5万円以上 100万円未 満		5万円未満	
3	歳入予算の細節を新設する こと。				○	
4	予算の説明を新設するこ と。				○	
5	予備費の充当を伴う事務事 業の施行方針を決定するこ と。	200万円以 上	200万円未 満			
6	予算の執行の再配当を承認 すること。				○	
7	行政財産の目的外使用を許 可し、又は当該許可を取り 消すこと。		○			
8	行政財産を貸し付け、又は 地上権若しくは地役権を設 定すること。		○			
9	行政財産の用途の変更を承 認すること。	○				
10	行政財産の用途を廃止する		○			

	こと。					
11	不用物品の処分を決定すること。	2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満		1,000万円未満	
12	財産を滅失し、又は損傷した者（職員を除く。）に対して損害賠償を求めること。		○			
13	都市計画法に基づく公共施設の移管及び公共施設用地の帰属並びに開発事業等の協議に基づく公共公益施設及び公共公益施設用地の寄附を受けること。		○			
14	寄附（負担付寄附及び前項に掲げるものを除く。）を受けられること。	50万円以上 100万円未満	10万円以上 50万円未満		10万円未満	
15	境界明示又は境界確定を行うこと。				○	
16	財産の登記を行うこと。				○	
17	不動産（行政財産である土地を除く。）の貸付けを決定すること。	○				
18	不動産及び物品を無償で借り受けること。				○	
19	国・府に対する負担金、補助金等の交付申請、実績報告及び交付請求を行うこと。		1,000万円以上		1,000万円未満	
20	工事設計図書の積算等の確認を行うこと。		2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満	

				万円未満		
21	監督職員を指名すること。 (1) 施行工事の監督 (2) 施行工事以外の監督			2,000万円以上	2,000万円未満 ○	
22	施行工事の着工・中止命令を行うこと。		○			
23	検査職員を指名すること。 ただし、工事検査課専決事項を除く。				○	
24	検査を実施すること。ただし、工事検査課専決事項を除く。				○	
25	施行工事の検査調書を認定すること。ただし、総務部長専決事項を除く。				○	
26	基金の一部処分を行うこと。		○			
27	刊行物の価格を決定すること。		○			
28	物品の給付を請求すること。					○
29	物品の購入等に伴う検収を行うこと。					○
30	資金前渡、概算払及び繰替払の精算・戻入に係る現金を受け入れること。					○
31	財産増減の現在高を報告すること。				○	

32	歳入歳出外現金の受入れ及び払出しを行うこと。				○	
----	------------------------	--	--	--	---	--

備考

- 1 不用物品に係る金額は、当該物品の取得価格による。
- 2 工事設計図書に係る金額は、設計金額による。
- 3 施行工事に係る金額は、当該工事の設計金額による。

別表第2（第4条、第5条関係）

（平20訓令5・全改、平21訓令10・平22訓令5・平23訓令8・平23訓令16・平24訓令7・平24訓令10・平24訓令16・平25訓令8・平26訓令6・平26訓令20・平27訓令7・平28訓令3・平29訓令5・平30訓令9・平31訓令6・令2訓令12・令2訓令17・令3訓令12・令3訓令17・令3訓令18・令4訓令7・令5訓令5・一部改正）

個別専決事項

1 危機管理部

（1） 危機管理政策課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	危機管理に係る関係各部、関係機関等との連絡調整に関する事。		○		
2	危機管理に係る計画案を作成すること。	○			
3	関係部署に対し対応を指示すること。		○		
4	地域防災計画に基づく災害対策に係る計画を定めること。	○			
5	防犯に係る施策を企画し、調整すること。		○		
6	災害見舞金品等の給付を決定すること。			○	

（2） 危機管理対策推進課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	防災行政無線の運用基準を定めること。		○		
2	消防団、消防組合及び水防組合との連絡調整を行うこと。			○	

(3) 消費生活センターに関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	消費生活及び消費者保護に係る施策を企画すること。		○		
2	消費生活に係る相談及び苦情を処理すること。		特に重要	重要	軽易

2 市長公室

(1) 秘書課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	市長及び副市長の日程の調整を行うこと。			○	

(2) 広報プロモーション課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	広報及びシティプロモーションに係る施策を企画すること。		重要	軽易	
2	インターネットを利用した情報の発信（ホームページによるものを除く。）を承認すること。			重要	軽易
3	報道機関との連絡調整を行うこと。		重要	軽易	
4	記者クラブその他のメディアに市政情報の提供を行うこと。			重要	軽易

(3) 広聴相談課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	広聴に係る施策を企画すること。		重要	軽易	
2	陳情、苦情、要望等に対する通知、回答等を行うこと。		重要	軽易	

3	市政モニターの実施、報告及び公表を行うこと。		○		
---	------------------------	--	---	--	--

(4) 人権政策室に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	人権・同和施策を企画すること。		○			
2	非核平和に係る施策を企画すること。		○			
3	男女共同参画施策を企画すること。		○			

(5) 市民活動課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	自治振興に係る施策を企画すること。		○		
2	特定非営利活動法人の認証等を行うこと。		○		
3	特定非営利活動法人の改善命令及び認証の取消しを行うこと。		○		
4	特定非営利活動法人の報告の徴収及び立入検査を行うこと。			○	
5	特定非営利活動法人の解散の認定を行うこと。		○		
6	特定非営利活動法人の各種届出等の受理及び公告を行うこと。			○	

3 総合政策部

(1) 企画政策室企画課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	総合計画に基づく各部の実行計画案の総合調整を行うこと。		○			
2	総合計画に基づく事業の進行管理の調整及び総括を行うこと。		○			
3	行政の総合的な連絡調整を行うこと。		○			

4	事務概要を編集し、発行すること。		○		
---	------------------	--	---	--	--

(2) 財政課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	予算の執行計画を調整し、定めること。			○	
2	予算の配当を決定すること。			○	
3	財政計画及び資金計画を定めること。		○		
4	地方交付税の算定に関する資料を提出すること。		○		
5	起債計画書を提出すること。	当初及びその他 最終			
6	起債の許可申請を行うこと。	○			
7	起債の借入れを行うこと。		○		
8	地方財政状況調査表を提出すること。	○			
9	決算の剰余金の繰越し又は赤字補填を行うこと。		○		
10	決算、証書類等を監査委員の審査に付すること。		○		
11	予備費の充当を行うこと。			○	
12	市議会全員協議会及び委員協議会へ提出する案件を決定すること。	○			

(3) 行革推進課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	行政改革に関する計画の進行管理を行うこと。		○		
2	職員提案の募集及び公表を行うこと。			○	

(4) DX推進課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	情報化推進に係る施策を企画すること。		○		
2	情報処理システムで処理する事務の可否を決定すること。			○	
3	入力原票及び作成帳票の点検及び送付				○

	を行うこと。				
4	電子計算組織要員の研修を行うこと。			○	
5	超小型電子計算組織の設置計画を定めること。		○		

4 市民生活部

(1) 市民室地域サービス課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	支所との連絡調整を行うこと。		○			
2	住民基本台帳に関する事務を処理すること。			特に重要	重要	軽易
3	戸籍に関する事務を処理すること。			特に重要	重要	軽易
4	埋火葬許可を行うこと。					○
5	改葬許可を行うこと。					○
6	印鑑登録に関する事務を処理すること。				重要	軽易
7	公的認証サービスに関する事務を処理すること。			特に重要	重要	軽易
8	個人番号の指定等及び個人番号カードの交付に関する事務を処理すること。			特に重要	重要	軽易
9	一般旅券に関する事務を処理すること。			特に重要	重要	軽易
10	地域住民の相談、要望等の連絡調整を行うこと。				○	
11	地域住民団体の活動の協力を行うこと。			重要	軽易	

(2) 市民室市民課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	住民基本台帳に関する事務を処理すること。			特に重要	重要	軽易
2	自動車臨時運行許可を行うこと。					○
3	戸籍に関する事務を処理すること。			特に重要	重要	軽易

4	埋火葬許可を行うこと。					○
5	破産者名簿の整備等資格証明に関する事務を処理すること。					○
6	中長期在留者の住居地に関する事務を処理すること。					○
7	特別永住者に関する事務を処理すること。				重要	軽易
8	印鑑登録に関する事務を処理すること。				重要	軽易
9	街区の区域を新たに画し、若しくは廃止し、又は街区の区域若しくは街区符号を変更すること。		○			
10	住居番号の付番等に関する事務を処理すること。				重要	軽易
11	公的認証サービスに関する事務を処理すること。			特に重要	重要	軽易
12	個人番号の指定等及び個人番号カードの交付に関する事務を処理すること。			特に重要	重要	軽易

(3) 国民健康保険室国民健康保険課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	診療報酬及び保険外併用療養費の支払を決定すること。		○			
2	療養費、特別療養費、高額療養費、出産育児一時金及び葬祭費の支給を決定すること。				○	
3	特定疾病療養の受給資格を認定すること。				○	
4	標準負担額減額及び限度額の適用に係る認定を行うこと。				○	

5	不当利得等による返納金又は徴収金を徴収すること。				○	
6	第三者行為に係る損害賠償請求を行うこと。				○	
7	診療報酬額の過誤請求及び再審査請求を行うこと。				○	
8	被保険者の資格の得喪に関する事務を処理すること。				○	

(4) 国民健康保険室後期高齢者医療課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	大阪府後期高齢者医療広域連合の經由事務を処理すること。			重要		軽易

(5) 年金児童手当課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	国民年金被保険者の資格の得喪に関する事務を処理すること。			○	
2	国民年金の裁定請求に関する事務を処理すること。			○	
3	国民年金保険料の免除申請等に関する事務を処理すること。			○	
4	特別障害給付金の請求に関する事務を処理すること。			○	
5	子ども手当及び児童手当の受給資格を認定すること。			○	
6	児童扶養手当の受給資格及び額を認定すること。			○	
7	特別児童扶養手当等に関する經由事務を処理すること。				○

(6) 医療助成課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	ひとり親家庭医療費及び子ども医療費の受給資格を認定すること。				○
2	重度障害者医療費の受給資格を認定すること。				○
3	老人医療費の受給資格を認定すること。				○
4	養育医療の受給資格を認定すること。			○	
5	指定養育医療機関の指定及び指定の取消しを行うこと。		○		

(7) 税務室市民税課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	汎用コンピュータで処理する事務の可否を決定すること。				○	
2	入力原票及び作成帳票の点検及び送付を行うこと。					○
3	汎用コンピュータの年間運営計画及び月間実施計画を定めること。					○
4	申告書、申請書その他の書類の提出期限を延長すること。				○	
5	市税の更正を行うこと。				○	
6	特別徴収義務者を指定すること。				○	
7	軽自動車税に係る標識を交付すること。					○

(8) 税務室資産税課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	固定資産の価格を決定すること。	○				
2	国有資産等所在市町村交付金を請求すること。				○	
3	市税の更正を行うこと。				○	
4	不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく申告に関する経由事務を処理すること。				○	

(9) 税務室納税課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	市税徴収の囑託及び受託を決定すること。				○	

5 総務部

(1) 人事課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	勤務に係る評定の基準及び実施方法を決定すること。		○		
2	任期付職員（特定任期付職員を除く。次項において同じ。）、通年任用の会計年度任用職員及び臨時的に任用される職員の競争試験又は選考を実施し、及びその合格者を決定すること。		○		
3	任期付職員、通年任用の会計年度任用職員及び臨時的に任用される職員の任免を行うこと。		○		
4	短期任用の会計年度任用職員の任用基準を定めること。		○		

5	短期任用の会計年度任用職員の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。			○	
6	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。			○	
7	職員（特別職の非常勤職員及び会計年度任用職員を除く。）の初任給を決定すること。			○	
8	職員の任免（兼務、併任、事務応援又は事務従事に限る。）を行うこと。	○			
9	職員の分限（地方公務員法第28条第2項第1号に該当する場合の休職に限る。）、復職（同号に該当する場合の休職からの復職に限る。）及び分限期間の更新（枚方市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則（令和4年枚方市規則第12号）第2条第2項に規定する場合の更新に限る。）を行うこと。	参事、次長、室長、副参事、課長、課長代理	その他の職員（理事、戦略監、危機管理監、子育て支援監、健康福祉監、消防監、部長を除く。）		
10	職員の分限期間の更新（枚方市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則第2条第2項に規定する場合の更新を除く。）		参事、次長、室長、副参事、課長、課長代理	その他の職員（理事、戦略監、危機管理監、子育て支援監、健康福祉監、消防監、部長を除く。）	
11	職務に専念する義務の免除を承認すること。ただし、人間ドックの受診に係るものを除く。	理事、戦略監、危機	その他の職員		

		機 管 理 監、子育 ち 支 援 監、健康 福祉監、 消防監、 部長			
12	枚方市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（平成30年枚方市規則第19号）第3条及び第4条の規定に基づく許可及び許可の取消しを行うこと。	理事、戦 略監、危 機 管 理 監、子育 ち 支 援 監、健康 福祉監、 消防監、 部長	その他の 職員		
13	人材育成に関する計画の進行管理を行うこと。		○		
14	人事課が主催する研修に係る宿泊を要する出張及び近畿圏外の出張を命じ、その報告を受けること。	理事、戦 略監、危 機 管 理 監、子育 ち 支 援 監、健康 福祉監、 消防監、 部長	参事、次 長、室長、 副参事、 課長 職員	その他の 職員	
15	研修の実施を決定すること。		重要	軽易	
16	自主研修及び職場研修の援助を行うこと。				○
17	研修生を決定すること。			○	

備考 9の項から12の項まで及び14の項においては、「部長」は福祉事務所長及び保健所長を、「参事」は保健所参事を、「次長」は福祉事務所次長及び保健所副所長を、「副

参事」は福祉事務所副参事を含むものとする。

(2) 職員課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	給与、勤務時間その他の勤務条件の運用基準を定めること。		○		
2	育児休業、育児短時間勤務、部分休業及び修学部分休業を承認すること。		○		
3	介護休暇、介護時間休暇及び障害のある職員の健康管理休暇の期間を承認すること。		○		
4	育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。		○		
5	昇給を決定すること。			○	
6	扶養親族並びに通勤手当、住居手当及び通勤に要する費用弁償の受給資格の認定を行うこと。			重要	軽易
7	定期定例の報酬、給料、職員手当等（次項に係るものを除く。）及び共済費並びに定期定例の旅費の支出を決定すること。			○	
8	期末・勤勉手当及び退職手当の支出を決定すること。		○		
9	基金に対して公務災害の認定に係る意見を具申すること。		○		
10	非常勤職員の公務災害の認定を行うこと。		○		
11	共済組合、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険及び労働保険に関する事務を処理すること。			重要	軽易

(3) コンプライアンス推進課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例（平成13年枚方市条例第1号）第6条第2項た		○		

	だし書の規定に基づく禁止行為の解除を承認すること。				
2	公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例施行規則（平成13年枚方市規則第56号）第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定に基づく報告を承認すること。			○	
3	内部通報窓口の設置に係る契約を締結すること。			○	
4	外部監査契約を締結すること。			○	
5	条例、規則、訓令、告示及び公告の公布等を行うこと。			○	
6	要綱及び通達番号を決定すること。				○
7	公印の新調及び廃止を承認すること。			○	
8	公印の事前押印及び印影印刷を承認すること。				○
9	公印印影の電算処理を承認すること。				○
10	例規集を編集し、発行すること。				○
11	公報を編集し、発行すること。				○
12	行政手続制度に係る総合調整を行うこと。		○		
13	弁護士との訴訟委託契約を締結すること。			○	
14	弁護士との顧問契約を締結すること。		○		
15	情報公開制度及び個人情報保護制度に係る総合調整を行うこと。		○		
16	情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況等を公表すること。			○	

(4) 総務管理室総務管理課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	後援、協賛等の名義の使用を承認し、これに伴う表彰を行うこと。		○			
2	庁内のレイアウトを定める		重要		軽易	

	こと。					
3	枚方市会計規則(平成11年枚方市規則第6号)第80条の2に規定する口座振替の方法による支払に係る支出を決定し、及び当該支出に係る支出命令を行うこと。				○	
4	公用車の配車を決定すること。					○
5	関係官公署に対する公用車の各種申請を行うこと。					○
6	自動車損害共済保険契約及び自動車賠償責任保険契約を締結し、当該保険金を請求すること。					○
7	公用車による事故及び紛争に関する事務を処理すること。		○			
8	統計調査員及び指導員の推薦を行うこと。				○	
9	統計書を編集し、発行すること。			○		

(5) 総務管理室財産管理課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	市有財産の活用に係る施策を企画すること。		○			
2	市営住宅の入居者の選考及び決定を行うこと。		○			
3	市営住宅の使用料の額を決定すること。		重要	軽易		

4	市営住宅の明渡し請求を行うこと。		○			
5	普通財産及び財産区財産の取得、交換（これらに伴う補償を含む。）及び処分に関する契約を締結すること。 (1) 土地 (2) 建物	○	2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満
6	不動産の鑑定調査を行うこと。			○		
7	予定価格を決定すること。		3,000万円以上	2,000万円以上3,000万円未満	2,000万円未満	
8	普通財産及び財産区財産の貸付契約を締結し、又は解除すること。	無償又は100万円以上	100万円未満			
9	市有建築物損害共済保険契約を締結し、当該保険金を請求すること。					○
10	議会を置く財産区の決算、証書類等を監査委員の審査に付すること。		○			

(6) 契約課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	落札候補者及び落札者を決定し、又は取り消すこと並びに契約を締結し、又は解除すること。ただし、別表第1の3の表(2)表2の項に定める契約に係るもの				

	を除く。 (1) 工事(単価契約による請負工事を除く。)の請負契約 (2) 設計その他の事務事業の委託契約 (3) 物品の購入契約、修繕契約及び借入契約並びに印刷製本の発注契約(児童福祉施設等に関する賄材料費に係るものを除く。) (4) 不用物品の売払契約 (5) 単価契約	15,000万円以上	10,000万円以上 15,000万円未満	100万円以上 10,000万円未満	100万円未満
2	入札及び契約の方法並びに入札参加要件を決定し、業者選定を行い、又は入札若しくは見積り合わせを実施すること。ただし、別表第1の3の表(2)表2の項に定める契約に係るもの及び児童福祉施設等に関する賄材料費に係るものを除く。		10,000万円以上	10,000万円未満	
3	予定価格並びに最低制限価格及び調査基準価格を決定すること。ただし、別表第1の3の表(2)表2の項に定める契約に係るもの及び児童福祉施設等又は放課後子ども課に関する賄材料費に係るものを除く。			○	
4	入札を中止し、又は入札期日を延期する		10,000万円	10,000万円	

	こと。		円以上	円未満	
5	入札の効力又は再度入札の実施を決定すること。			○	
6	低入札価格に係る基準の決定及びその基準に基づく調査を行うこと。		○		
7	入札参加有資格者又は小規模修繕等契約希望者の登録又は取消しを行うこと。		○		
8	入札参加停止、指名停止等の措置を行うこと。		○		
9	小規模工事の契約者の資格を定め、契約候補者を選定すること。		○		
10	契約の相手方があらかじめ特定されている契約（工事の請負契約に係るものを除く。）の締結を承認すること。			○	
11	契約約款に基づく賠償金、損害金又は違約金を徴収すること。		○		
12	入札保証金及び契約保証金の納付、免除、還付等を行うこと。			○	
13	請負業者等の倒産に関する事務を処理すること。		○		

(7) 工事検査課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	施行工事（2,000万円以上の工事及び2,000万円未満の工事（小規模工事を除く。）で工事検査課長が必要と認めるものに限る。以下この表において同じ。）の検査職員を指定すること。			○	
2	施行工事の検査を実施すること。			○	
3	施行工事の検査調書を認定すること。		○		

6 観光にぎわい部

(1) 観光交流課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長 代理
1	観光の振興及び国際化に係る施策を企画すること。		○		
2	賑わいに係る施策を企画すること。		○		
3	国際交流に係る施策の企画及び事業を実施すること。		○		

(2) 商工振興課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長 代理
1	商工業振興に係る施策を企画すること。		○		
2	雇用促進に係る施策を企画すること。		○		
3	勤労者福祉に係る施策を企画すること。		○		
4	融資あっせんの適否を決定すること。			○	
5	公設市場の使用者の公募を行うこと。			○	
6	信用保証制度に係る認定を行うこと。				○
7	公設市場の使用許可及び使用権の承継許可を行い、又はこれらを取り消すこと。		○		
8	公設市場の使用者の臨時営業、臨時休業及び営業時間の変更を許可すること。			○	

(3) 農業振興課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長 代理
1	農業振興に係る施策を企画すること。		○		
2	里山に係る施策を企画すること。		○		
3	融資あっせんの適否を決定すること。			○	
4	農業共済に関する事務を処理すること。			○	
5	農地保全に係る地域指定を行うこと。		○		

6	農業水利に係る紛争の調整を行うこと。		○		
---	--------------------	--	---	--	--

(4) 文化生涯学習課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	文化芸術に係る施策を企画すること。		○		
2	生涯学習に係る施策を企画すること。		○		
3	生涯学習市民センターの事業を実施すること。				○

(5) 文化財課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	市史を編集し、発行すること。		○		
2	旧田中家鋳物民俗資料館の事業を実施すること。				○
3	短期任用の会計年度任用職員（パートタイム会計年度任用職員に限る。8の表（4）表3の項及び4の項を除き、以下同じ。）（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。			○	
4	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○		

(6) スポーツ振興課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	野外活動センター及びサプリ村野スポーツセンターの事業を実施すること。				○
2	短期任用の会計年度任用職員（一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。）の選考の実施及び採用予定者の登録を行			○	

	うこと。				
3	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○		

7 健康福祉部

(1) 健康福祉政策課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	健康、医療及び福祉に係る施策を企画し、調整すること。		○		
2	地域保健医療計画の原案を作成すること。		○		
3	市立病院との協議に関する事。		重要	軽易	
4	社会福祉協議会の運営に関する指導を行うこと。		○		
5	ちびっこ広場を設置し、又は廃止すること。		○		

(2) 健康寿命推進室長寿・介護保険課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	高齢者福祉に係る施策を企画すること。		○			
2	要介護認定及び要支援認定を行うこと。					○
3	介護給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費（いずれも現物給付に係るものに限る。）の支払を決定すること。		○			
4	介護給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費（いずれも償還給付に係るものに限る。）の支給を決定すること。				○	

5	高額介護サービス費受領委任払の承認を行うこと。					○
6	介護給付費等に係る利用者負担軽減の認定を行うこと。				○	
7	不当利得等による徴収金及び返還金を徴収すること。	○				
8	第三者行為に係る損害賠償請求を行うこと。				○	
9	介護給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費の過誤請求及び再審査請求を行うこと。				○	
10	被保険者の資格の得喪に関する事務を処理すること。					○
11	介護保険料の滞納に係る給付制限の決定を行うこと。	○				

(3) 健康寿命推進室健康づくり・介護予防課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	健康増進に係る施策を企画すること。		○			
2	特定健康診査・特定保健指導に係る受診券等を交付すること。				○	
3	短期任用の会計年度任用職員(一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。)の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。				○	
4	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			

(4) 健康寿命推進室母子保健課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	予防接種その他地域保健事業の実施に係る計画を定めること。			○		
2	検診事業の委託を行うこと。		○			
3	短期任用の会計年度任用職員(一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。)の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。				○	
4	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			

(5) 福祉指導監査課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	社会福祉法人の設立の認可を行うこと。	○			
2	社会福祉法人の解散、業務停止等の命令を行うこと。	○			
3	社会福祉法人の定款変更の認可を行うこと。		○		
4	社会福祉法人の指導、報告の徴収及び立入検査を行うこと。			○	
5	社会福祉法人の改善命令及び役員解職勧告を行うこと。		○		
6	社会福祉連携推進法人の認定及び認定の取消し等を行うこと。		○		
7	社会福祉連携推進法人の定款変更の認可を行うこと。		○		

8	社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更を認定すること。		○		
9	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可を行うこと。			○	
10	社会福祉連携推進法人の一時役員又は代表理事の職務を行うべき者の選任を行うこと。		○		
11	社会福祉事業等の開始等の届出の受理を行うこと。			○	
12	社会福祉施設の設置、変更、休止及び廃止の認可等を行うこと。		○		
13	社会福祉施設及び社会福祉事業等の指定及び指定の取消し等を行うこと。		○		
14	社会福祉施設及び社会福祉事業等の指定の更新を行うこと。			○	
15	社会福祉施設及び社会福祉事業等に係る指導、報告の徴収、立入検査等を行うこと。			○	
16	社会福祉施設及び社会福祉事業等に係る改善命令等を行うこと。		○		
17	社会福祉施設及び社会福祉事業等に係る制限、停止等を行うこと。		○		

(6) 福祉事務所健康福祉総合相談課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	くらしの資金の貸付けを承認し、又はこれを取り消すこと。			○	
2	くらしの資金の貸付金を一時に返済させること。			○	

(7) 福祉事務所障害企画課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	障害者福祉に係る施策を企画すること。		○		
2	不当利得等による徴収金及び返還金を徴収すること。		○		

(8) 福祉事務所障害支援課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく入院の同意を行うこと。		○		
2	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を処理すること。		重要	軽易	軽易かつ定例
3	指定自立支援医療機関に報告等を命じ、及び勧告等を行うこと。			○	
4	指定自立支援医療機関の指定及び指定の取消しを行うこと。		○		
5	身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師の指定及び指定の取消しを行うこと。		○		
6	大阪府の障害福祉に関する経由事務を処理すること。				○

(9) 福祉事務所生活福祉課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	行旅死亡人及び行旅病人に関する事務を処理すること。			○	
2	不当利得等による徴収金及び返還金を徴収すること。		○		

(10) 保健衛生課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	専用水道等の給水停止命令を行うこと。		○		
2	専用水道が施設基準に適合することの確認を行うこと。			○	
3	浄化槽の維持管理についての改善等の命令を行うこと。		○		
4	浄化槽保守点検業者の登録を行うこと。			○	
5	浄化槽保守点検業者の登録の取消し又は営業停止命令を行うこと。		○		

8 子ども未来部

(1) 子ども青少年政策課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	子ども・青少年に係る施策を企画すること。		○		
2	枚方公園青少年センターの事業を実施すること。				○

(2) 子どもの育ち見守り室子ども相談課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	家庭生活支援員の派遣の対象となる母子家庭、父子家庭及び寡婦の登録を行うこと。				○	
2	助産施設及び母子生活支援施設への入退所を決定すること。				○	
3	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する家庭生活支援員の				○	

	派遣を決定すること。					
4	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの決定、取消し、停止及び減額を行うこと。		○			
5	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金を一時に返済させる請求を行うこと。				○	

(3) 子育て支援室私立保育幼稚園課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	子どもの育成、子育て支援及び保育に係る施策を企画すること。		○			
2	私立保育所等の運営に関する指導を行うこと。		重要		軽易	
3	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。			重要	軽易	軽易かつ定例

(4) 子育て支援室公立保育幼稚園課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	通年任用の会計年度任用職員(別に定める者に限る。次項において同じ。)の競争試験を実施し、合格者を決定すること。	○				
2	通年任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。	○				
3	短期任用の会計年度任用職員(一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。)				○	

	の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。					
4	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			
5	児童福祉施設等(ひらかた子ども発達支援センターを除く。)に関する賄材料費に係る契約を締結し、又は解除すること。		30万円以上		30万円未満	
6	前項に定める契約の締結に当たり、その契約方法を決定し、及び業者選定を行い、並びに予定価格を決定すること。				○	

(5) 子育て支援室ひらかた子ども発達支援センター

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	短期任用の会計年度任用職員(一般事務に従事する者を除く。次項において同じ。)の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。				○	
2	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			
3	通園バスの運行管理を行うこと。					○
4	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。			重要	軽易	軽易かつ定例
5	賄材料費に係る契約を締結し、又は解除すること。		30万円以上		30万円未満	
6	前項に定める契約の締結に				○	

	当たり、その契約方法を決定し、及び業者選定を行い、並びに予定価格を決定すること。					
--	--	--	--	--	--	--

(6) 子育て支援室保育幼稚園入園課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	保育所への入退所を決定すること。		基準が不明確		基準が明確	
2	保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用調整を行うこと。		基準が不明確		基準が明確	
3	子ども・子育て支援法に基づく給付認定を行うこと。				○	
4	保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用者負担額を決定すること。				○	

(7) 保育所に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。			重要	軽易	軽易かつ定例

(8) 小規模保育事業を行う施設に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。			重要	軽易	軽易かつ定例

(9) 臨時保育室に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理

1	行事、催物その他これらに類するものを開催すること。			重要	軽易	軽易かつ定例
---	---------------------------	--	--	----	----	--------

9 環境部

(1) 環境政策課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	環境に係る施策を企画すること。		○		
2	上下水道局との協議に関すること。		重要	軽易	
3	環境保全に係る事業を実施すること。		重要	軽易	
4	枚方市住み良い環境に関する条例（昭和49年枚方市条例第1号）第41条に基づく勧告及び命令を行うこと。		○		
5	枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例（平成14年枚方市条例第2号）に基づく勧告及び命令を行うこと。		○		

(2) 循環型社会推進室循環型社会推進課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	循環型社会の推進に係る施策を企画すること。		○			
2	ごみ（家庭系ごみを除く。）の減量化及び資源化に係る事業の実施に関すること。		重要		軽易	

(3) 循環型社会推進室ごみ減量推進課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	家庭系ごみの減量化及び資源化に係る事業の実施に関すること。		重要		軽易	

2	ごみの収集・運搬作業計画を定めること。				○	
3	通年任用の会計年度任用職員(別に定めるパートタイム会計年度任用職員に限る。次項において同じ。)の競争試験を実施し、及び合格者を決定すること。	○				
4	通年任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。	○				
5	短期任用の会計年度任用職員(現業に従事する者に限る。次項において同じ。)の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。				○	
6	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			

(4) 循環型社会推進室穂谷川資源循環センターに関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	ごみの処分に係る事業の実施に関すること。		重要		軽易	
2	ごみの処分作業計画を定めること。			○		
3	搬入ごみの搬入量を認定すること。				○	
4	臨時ごみの搬入を承認すること。				○	
5	短期任用の会計年度任用職員(現業に従事する者に限る。次項において同じ。)の選考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。				○	
6	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			

(5) 循環型社会推進室東部資源循環センターに関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	ごみの処分に係る事業の実施に関する こと。		重要		軽易	
2	ごみの処分作業計画を定めること。			○		
3	搬入ごみの搬入量を認定すること。				○	
4	臨時ごみの搬入を承認すること。				○	
5	短期任用の会計年度任用職員（現業に従事 する者に限る。次項において同じ。）の選 考の実施及び採用予定者の登録を行うこ と。				○	
6	短期任用の会計年度任用職員の任免を行 うこと。		○			

(6) 循環型社会推進室希釈放流センターに関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	一般廃棄物処理業（し尿及び汚泥に限る。） 及び浄化槽清掃業の許可及びその取消し を行うこと。		○			
2	し尿処理に係る事業の実施に関すること。		重要		軽易	
3	し尿の収集及び運搬作業計画を定めるこ と。				○	
4	し尿の不法投棄に係る措置を決定するこ と。		○			
5	し尿の処理計画を定めること。				○	
6	汚泥の受入れの調整及び受入量の決定を 行うこと。				○	
7	短期任用の会計年度任用職員（現業に従事 する者に限る。次項において同じ。）の選				○	

	考の実施及び採用予定者の登録を行うこと。					
8	短期任用の会計年度任用職員の任免を行うこと。		○			

(7) 環境指導課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	光化学スモッグ被害者の認定を行い、医療費の支出を決定すること。		○		
2	公害被災者と公害加災者との交渉あっせんを行うこと。		○		
3	公害防止協定を締結すること。	重要	軽易		
4	公害関係法令等に基づく届出、報告等の処理を行うこと。			○	
5	環境影響評価に係る技術指針を策定し、又は改定すること。	○			
6	産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可証、認定証及び指定証の再交付を行うこと。			○	
7	産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る届出内容等の公表を行い、又は登録簿等を閲覧に供すること。			○	

10 都市整備部

(1) 都市計画課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	都市政策を企画すること。		○		
2	区域区分証明を行うこと。				○
3	都市計画施設及び細街路計画線の区域表示を行うこと。				○
4	市の境界の確認を行うこと。		○		

(2) 住宅まちづくり課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長 代理
1	住宅施策を企画すること。		○		
2	屋外広告物の表示等の許可を行うこと。			○	
3	違反屋外広告物に対する表示等の停止命令その他の措置を行うこと。		○		
4	まちづくりに係る施策を企画すること。		○		

(3) 市街地整備室市街地開発課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長 代理
1	市街地開発事業に係る施策を企画すること。		重要		軽易	

(4) 市街地整備室連続立体交差課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長 代理
1	連続立体交差事業及び関連事業に係る基本協定に基づく業務委託契約を締結すること。		○			
2	連続立体交差事業用地等の取得及び交換（これらに伴う補償を含む。）に関する契約を締結すること。		○			
3	土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に係る調整及び事務の処理を行うこと。		重要		軽易	
4	国税の譲渡所得の特例に関する事務を処理すること。				○	
5	連続立体交差事業に係る経由事務を処理すること。				○	
6	連続立体交差事業用地等の使用等を承認すること。				重要	軽易

(5) 施設整備室建築課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	依頼工事に関する事務を処理すること。	1億円以上1億5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	2,000万円以上5,000万円未満	2,000万円未満	

(6) 施設整備室設備課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	依頼工事に関する事務を処理すること。	1億円以上1億5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	2,000万円以上5,000万円未満	2,000万円未満	

(7) 施設整備室施設管理課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	依頼工事に関する事務を処理すること。	1億円以上1億5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	2,000万円以上5,000万円未満	2,000万円未満	

(8) 開発指導室開発調整課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	中高層建築物の建築に係る事前協議に 関すること。				○	
2	建築行為等に伴う事前協議に 関すること。					○
3	共同住宅等の建築に伴う協議に 関すること。		重要		軽易	
4	開発事業の事前協議に 関すること。		重要		軽易	

5	公共・公益施設の整備等に係る協議に関すること。		重要		軽易	
6	都市計画法第32条の規定による協議の同意を行うこと。	重要	軽易			
7	建築計画概要書、開発登録簿及び位置指定道路図面の閲覧等に関すること。					○
8	建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に係る判定調査に関すること。				○	

(9) 開発指導室審査指導課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	都市計画法第29条の規定により開発行為を許可すること。	重要	軽易			
2	都市計画法第34条の2の規定による開発行為に係る協議に関すること。	重要	比較的重要	軽易		
3	都市計画法第35条の2の規定により開発行為の変更を許可すること。	重要	比較的重要	軽易		
4	都市計画法第37条の規定により建築制限の解除を承認すること。			○		
5	都市計画法第38条の規定による工事廃止届を受理すること。			○		
6	都市計画法第45条の規定により地位承継を承認すること。				○	
7	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定により宅地造成工事を許可すること。		○			
8	宅地造成等規制法第11条の規定による宅地造成工事に係る協議に関すること。		○			
9	宅地造成等規制法第12条の規定により宅			○		

	地造成工事計画の変更を許可すること。					
10	道路の位置の指定及び廃止の工事着工に関すること。			○		
11	建築基準法に基づく許可（仮設建築物に係るものを除く。）、認定及び指定を行うこと。		○			
12	建築基準法第85条の規定により仮設建築物の建築を許可すること。			○		
13	大阪府建築基準法施行条例（昭和46年大阪府条例第4号）に基づく認定を行うこと。				○	
14	建築基準法に基づく公開による意見の聴取を行うこと。				○	
15	浄化槽の設置計画若しくは変更計画の変更又は廃止を命ずること。			○		
16	住宅金融支援機構融資に関する事務を処理すること。					○
17	審査請求に係る弁明書等を作成すること。		○			
18	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく書面を交付すること。					○
19	宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定に基づく書面を交付すること。					○
20	大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に係る特定施設の事前協議等に関すること。				○	
21	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画に係る認定に関すること。			○		

22	建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出、適合性判定及び認定に関すること。				○	
23	低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。				○	
24	開発行為に該当しない旨の証明を行うこと。				○	
25	協定通路（建築基準法第43条第2項の規定による認定又は許可に係る通路をいう。）に関すること。			重要	軽易	
26	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく認定及び承認を行うこと。				○	
27	都市計画法第36条の規定による工事完了検査済証を交付し、公告すること。		○			
28	都市計画法第80条の規定による報告等の提出を求め、又は勧告等を行うこと。			○		
29	都市計画法第81条の規定による措置を行うこと。	開発許可 に係るもの	その他			
30	宅地造成等規制法第13条の規定による工事完了検査済証を交付すること。		○			
31	宅地造成等規制法第14条の規定による措置を行うこと。		○			
32	宅地造成等規制法第16条の規定による勧告を行うこと。		○			
33	宅地造成等規制法第17条の規定による改善命令を行うこと。		○			
34	宅地造成等規制法第19条の規定による報告を求めること。				○	

35	建築基準法第7条の6の規定による仮使用を認定すること。				○	
36	建築基準法第9条及び第10条の規定による措置を行うこと。		○			
37	建築基準法第9条の3の規定による通知を行うこと。			○		
38	建築基準法第18条の規定による要請を行うこと。		○			
39	道路の位置の指定及び廃止の承認に関すること。		○			
40	違反開発行為、違反宅地造成、違反建築物等に対する指導、勧告その他の行政指導を行うこと。			○		
41	優良宅地及び優良宅地化計画の認定を行うこと。					○
42	優良住宅の認定を行うこと。					○
43	枚方市開発事業等の手続等に関する条例（平成17年枚方市条例第46号）第26条の規定による検査合格証を交付すること。				○	

11 土木部

(1) 土木政策課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	道路・交通・公園・河川事業等を企画すること。		○		
2	道路防災に係る出動計画を定めること。		○		
3	上下水道局との協議に関すること。		重要	軽易	

(2) 道路河川整備課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	建設事業の実施に係る計画を定めること。			○	

(3) みち・みどり室道路公園管理課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	道路の区域の決定又は変更及び供用の開始又は廃止を行うこと。		○			
2	道路工事等の施行を承認すること。				○	
3	道路の占用を許可すること。				重要	軽易
4	道路の通行の禁止及び制限を行うこと。				重要	軽易
5	道路法（昭和27年法律第180号）第71条の規定による処分又は措置命令を行うこと。		○			
6	道路法第71条第4項の規定による放置自動車等の除却を決定すること。				○	
7	道路用地の無償借受け及び管理に関する協定を締結すること。		○			
8	道路用地及び法定外公共物並びにそれらの附属物の寄附を受けること。	○				
9	測量標の使用を承諾すること。				○	
10	法定外公共物の使用等を許可すること。				○	
11	河川の流水又は河川区域内の土地の占用を許可すること。		新規		更新	
12	河川法（昭和39年法律第167号）第100条において準用する同法第75条の規定による処分又は措置命令を行うこと。		○			
13	河川工事等の施行を承認すること。		○			
14	国・府の管理する河川、水路等の境界明示申請その他国・府の経由事務を処理すること。				○	
15	水路用地及び法定外公共物並びにそれらの附属物の寄附を受けること。	○				
16	緑化の推進に係る施策を企画すること。		○			
17	保存樹木等の指定又はその解除を行うこと。		○			

18	近郊緑地保全区域内における行為許可申請に関する経由事務を処理すること。					○
19	都市公園の管理許可、占用許可及び行為許可を行うこと。				重要	軽易
20	都市公園の使用を禁止し、又は制限すること。				重要	軽易
21	都市公園法（昭和31年法律第79号）第11条の規定による処分又は措置命令を行うこと。		○			
22	枚方市都市公園条例（昭和49年枚方市条例第22号）第15条の規定による処分又は措置命令を行うこと。		○			
23	公園・緑地アダプト参加団体の指導・育成を行うこと。		重要		軽易	

(4) みち・みどり室維持補修課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	道路、公園、河川及び法定外公共物の災害復旧の応急措置を講ずること。		○			

(5) みち・みどり室工事委託課に関する事項

項	事項	副市長	部長	室長	課長	統括課長代理
1	維持補修工事の実施に係る計画を定めること。				○	
2	私道の舗装を承諾すること。				○	
3	単価契約による道路舗装及び交通安全施設（道路反射鏡に限る。）の補修工事の施行を決定し、及び契約を締結すること。		○			

(6) 交通対策課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	交通安全対策及び自転車対策を企画すること。		○		
2	自動車駐車場等の完成後の適合認定を行うこと。			○	

3	市に帰属する自転車を譲渡すること。			○	
4	単価契約による交通安全施設(道路反射鏡に限る。)の設置請負工事の施行を決定し、及び契約を締結すること。		○		

(7) 用地課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	物件の調査、測量及び境界確定を行うこと。			○	
2	国税の譲渡所得の特例に関する事務を処理すること。			○	
3	公共事業用地(連続立体交差事業用地等を除く。)の取得及び交換(これらに伴う補償を含む。)に関する契約を締結すること。		○		
4	公共事業用地の取得及び交換(これらに伴う補償を含む。)に関する土地開発公社への契約の締結の依頼を行うこと。	○			
5	土地収用法の施行に係る調整を行うこと。		○		
6	国道・府道関連事業に係る基本協定に基づく業務委託契約を締結すること。		○		
7	国道・府道関連事業に係る不動産の鑑定調査を行うこと。		○		
8	国道・府道関連事業に係る経由事務を処理すること。			○	
9	国道・府道関連事業用地等の使用等を承認すること。			重要	軽易

12 会計課

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長代理
1	一時借入金の申込みを行うこと。		○		
2	基金の繰替運用を行うこと。			○	

13 他機関の事務局等

(1) 市議会事務局議会総務課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長 代理
1	市議会議員の議員報酬及び費用弁償の支出を決定すること。			○	
2	市議会議員の期末手当の支出を決定すること。		○		

(2) 教育委員会事務局総合教育部教育政策課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長 代理
1	定期定例の報酬、給料及び職員手当等（次項に係るものを除く。）並びに定期定例の旅費の支出を決定すること。			○	
2	期末・勤勉手当及び退職手当の支出を決定すること。		○		
3	総合計画に基づく各部の実行計画案を調整し、教育委員会の実行計画案を作成すること。		○		

(3) 教育委員会事務局学校教育部教育支援室放課後子ども課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長 代理
1	留守家庭児童会室に関する賄材料費に係る契約を締結し、又は解除すること。		30万円以 上	30万円未 満	
2	前項に定める契約の締結に当たり、その契約方法を決定し、及び業者選定を行い、並びに予定価格を決定すること。			○	

(4) 教育委員会事務局学校教育部学校教育室教職員課に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長 代理
1	定期定例の報酬、給料及び職員手当等（次項に係る			○	

	ものを除く。)並びに定期定例の旅費の支出を決定すること。				
2	期末・勤勉手当及び退職手当の支出を決定すること。		○		

(5) 教育委員会中央図書館に関する事項

項	事項	副市長	部長	課長	統括課長 代理
1	図書の購入に係る契約を締結し、又は解除すること。		200万円以上	30万円以上200万円未満	30万円未満

別表第3 (第12条、第17条関係)

(平20訓令5・全改、平21訓令10・平22訓令5・平23訓令8・平23訓令16・平24訓令7・平24訓令16・平25訓令8・平26訓令6・平27訓令7・平28訓令3・平29訓令5・平30訓令9・平31訓令6・令2訓令12・令3訓令12・令4訓令7・令5訓令5・一部改正)

合議事項

項	事項	合議者
1	(1) 行政改革の推進に係る事項の処理 (2) 事務の効率化及び事務改善	総合政策部長 行革推進課長
2	陳情、要望等に対する回答(広聴相談課長にあっては、広聴相談課を経由したものに限る。)	市長公室長 秘書課長 広聴相談課長
3	地域防災計画に係る事業の企画及び施行	危機管理部長 危機管理政策課長 危機管理対策推進課長
4	パブリックコメント(インターネットアンケートを含む。)の実施、結果の取りまとめ	市長公室長 秘書課長 広聴相談課長
5	(1) 市民に配布する重要な刊行物の発行 (2) 新たなホームページの作成 (3) ホームページの更新(定期定例のものを除く。)	市長公室長 広報プロモーション課長
6	記者クラブその他の報道機関に対して市の施策や課題等に関する情報を提供すること。	市長公室長 広報プロモーション課長

7	(1) 人権・同和に係る事業の施行 (2) 非核平和に係る事業の施行	市長公室長 人権政策室長
8	市政の基本方針及びこれに係る計画の決定	総合政策部長 企画政策室長 企画課長 行革推進課長
9	総合計画に基づく新規事務事業及び主要事務事業の企画及び施行（総務部長及びコンプライアンス推進課長にあっては、条例、規則、訓令及び要綱（以下「条例等」という。）の制定及び改廃を伴うものに限る。）	総合政策部長 企画政策室長 企画課長 財政課長 行革推進課長 総務部長 コンプライアンス推進課長
10	男女共同参画計画に掲げる事業のうち主要なもの	市長公室長 人権政策室長
11	条例等の制定又は改廃（財政課長にあっては、条例並びに経費の増減を伴う規則、訓令及び要綱に係るものに限る。）	総合政策部長 企画政策室長 企画課長 財政課長 行革推進課長 総務部長 コンプライアンス推進課長
12	建設事業（小規模工事及び単価契約による請負工事並びに100万円未満のものを除く。以下同じ。）の施行	総合政策部長 企画政策室長 企画課長
13	土地の取得（連続立体交差事業、国道・府道関連事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に係るものを除く。）	総合政策部長 企画政策室長 企画課長 総務部長 総務管理室長 財産管理課長
14	(1) 市議会の提出議案及びその資料となる事項の処理 (2) 支出負担行為の原因となる事務事業の施行（次に掲げるものを除く。） イ 小規模工事の施行 ロ 教育施設の維持補修又は修繕で、設計金額が130万円未満のもの ハ 物品の購入、印刷物の作成又は修繕（市長が別に定める経常経費に係るものに限る。） (3) 支出負担行為（次に掲げるものを除く。） イ 契約の締結	総合政策部長 財政課長

	<ul style="list-style-type: none"> ロ 人件費及び旅費の支出 ハ 定例の光熱水費、通信運搬費及び負担金の支出 ニ 扶助費の支出で、法令、条例又は規則により支出基準が明確に定められているもの ホ 戻入 ヘ 過誤納金の還付 ト 公租公課の支出 チ 前号の規定に基づく合議を経た事務事業の施行に係るもの（その内容に変更がないものに限る。） リ 市長が別に定める経常経費に係る支出 (4) 予算の流用（次に掲げるものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> イ 人件費の節間の流用 ロ 節内の流用（細節を新設する場合、食糧費を増額する場合及び課間の流用を行う場合を除く。） ハ 100万円未満の経常経費（市長が別に定めるものに限る。）に係る流用（目間の流用を行う場合、細節を新設する場合、食糧費を増額する場合及び課間の流用を行う場合を除く。） (5) 予備費の充当を伴う事務事業の施行方針の決定 (6) 歳入予算の細節の新設 (7) 予算の説明の新設 (8) 不納欠損処分の実施 	
15	<ul style="list-style-type: none"> (1) 100万円未満の経常経費（市長が別に定めるものに限る。）に係る予算の流用 (2) 単価契約による請負工事の施行及び契約の締結 	総務担当課長

16	行政の内部組織の編成（人事課長にあっては庁内委員会の構成に係るものを除き、コンプライアンス推進課長にあっては庁内委員会の構成に係るものに限る。）	総務部長 人事課長 コンプライアンス推進課長
17	(1) 会計年度任用職員の職の設置 (2) 会計年度任用職員の職の任用条件の変更 (3) 特別職の非常勤職員の職の設置及び報酬額の決定	総合政策部長 財政課長 総務部長 人事課長 職員課長
18	宿泊を要する出張及び近畿圏外の出張の命令	総合政策部長 財政課長 総務部長 職員課長
19	(1) 行政情報化及び地域情報化の推進に係る事業の企画及び施行 (2) 情報処理システムで処理する入出力帳票の作成及び発注 (3) 情報アプリケーション及び情報機器の購入	総合政策部長 DX推進課長
20	公正な職務執行の確保に係る事務の処理	総務部長 コンプライアンス推進課長
21	行政手続制度に係る事務の処理	総務部長 コンプライアンス推進課長
22	訴訟関係文書の作成	総務部長 コンプライアンス推進課長
23	契約書、協定書、覚書、念書、示談書等の契約文書（市長が別に定めるものを除く。）の締結（総務部長、行革推進課長、人事課長及び職員課長にあっては、職員団体と締結するものに限る。）	総合政策部長 行革推進課長 総務部長 人事課長 職員課長 コンプライアンス推進課長
24	保有個人情報の提供（定例又は基準が明確なものを除く。）	総務部長 コンプライアンス推進課長
25	(1) 附属機関の委員、専門委員その他の特別職の非常勤職員の任免 (2) 会計年度任用職員の任免	総務部長 人事課長

	<p>(3) 部内の所属職員（課長及び課長代理に限る。）の部内の他課の事務の応援</p> <p>(4) 公共的団体の非常勤の役員等の就任</p> <p>(5) 職員に係る表彰の被表彰者の決定又は推薦</p> <p>(6) 研修費の支出を伴う他団体主催研修への参加</p>	
26	債権の放棄	総合政策部長 財政課長 市民生活部長 税務室長 債権回収課長
27	<p>(1) 契約課の契約の締結を要する事務事業の施行（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく随意契約による印刷物の作成並びに物品の購入、借入れ、修繕及び保守点検委託に係るものを除く。）（環境部長、総務管理室長、総務管理課長及び環境政策課長にあっては公用車の購入又は改造に係るものに、工事検査課長にあっては建設事業の施行に係るものに限る。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 30万円未満の委託契約の締結（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号から第7号までの規定に基づく随意契約によるものに限る。）の原因となる事務事業の施行</p> <p>(3) 建設事業の施行に伴う協定書、覚書等の締結、交換等</p> <p>(4) 手数料又は保険料（30万円未満に限る。）に係る契約の締結（別表第2の5の表（6）表10の項の承認を得ているものを除く。）を要する事務事業の施行</p>	総務部長 総務管理室長 総務管理課長 契約課長 工事検査課長 環境部長 環境政策課長
28	<p>(1) 行政財産の用途廃止及び変更並びに所管換え</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可（使用料の額</p>	総務部長 総務管理室長 財産管理課長

	が明確に定められているものを除く。) (3) 不動産の賃借	
29	生涯学習に係る事業の企画及び施行	観光にぎわい部長 文化生涯学習課長
30	校区コミュニティ協議会、自治会等地域の団体に対する依頼又は情報提供	市長公室長 市民活動課長
31	友好都市、市民交流都市その他都市との交流に係る事業の施行	観光にぎわい部長 観光交流課長
32	国際化の推進に係る事業の施行	観光にぎわい部長 観光交流課長
33	(1) 福祉施策に係る事業の企画及び施行 (2) 民生委員・児童委員に対する依頼又は情報提供	健康福祉部長 健康福祉政策課長
34	子ども・青少年施策に係る事業の企画及び施行 (子育て支援室長及び私立保育幼稚園課長にあつては、子ども施策に係るものに限る。)	子ども未来部長 子ども青少年政策課長 子育て支援室長 私立保育幼稚園課長
35	公害発生の未然防止	環境部長 環境政策課長 環境指導課長
36	都市計画の変更及び都市計画事業の施行	都市整備部長 都市計画課長
37	前各項に定めるもののほか、他の課に係るものの	関係する部長、室長及び課長

備考

- 1 この表(15の項を除く。)を適用する場合において、合議者が室及び課を置かない部又は課を置かない室の長であるときは、当該合議者が特に必要がないと認める場合を除き、当該合議者のほか、当該部又は室に置かれる課長(課長が複数置かれる場合にあつては、あらかじめ当該合議者が指定する者に限る。)を合議者とする。
- 2 この表(15の項を除く。)を適用する場合において、次の各号に掲げる専決事項に係る合議者は、当該各号に定める者とする。ただし、合議者が特に所属上司の合議の必要があると認める場合は、この限りでない。
 - (1) 部長専決事項 室長及び課長
 - (2) 室長専決事項 課長
 - (3) 課長専決事項 統括課長代理

(4) 統括課長代理専決事項 統括課長代理 (財政課にあつては、財政課係長)